

平成 1 4 年 度

包括外部監査結果報告書

高知市包括外部監査人

武 田 裕 忠

包括外部監査の結果報告書	1
第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
(1) 外部監査対象	1
(2) 監査対象機関	1
(3) 外部監査対象期間	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 外部監査の方法	2
(1) 監査の観点	2
(2) 主な監査手続き	2
5. 外部監査の実施時期	3
第2 水道事業の概要	4
1. 高知市水道事業の沿革	4
(1) 創設期	4
(2) 戦災・震災からの復興期	4
(3) 発展期	5
(4) 需要急増期	5
(5) 転換期	6
2. 財務の概要	6
(1) 比較損益計算書	6
(2) 比較剰余金計算書	7
(3) 比較貸借対照表	7
(4) 主要経営指数	8
第3 外部監査の結果	9
1. 会計処理に関する事項	9
(1) 帳簿組織の不備について	9
(2) 固定資産台帳と貸借対照表の不一致について	10
(3) 水利権の勘定科目及び耐用年数の誤りについて	11
(4) 退職給与引当金について	12

(5) 量水器の減価償却の方法について	1 3
(6) 預り金の残高管理について	1 3
(7) 決算報告書の重要な契約の表示について	1 4
(8) 出納取扱金融機関の担保物件について	1 6
2 . 資産の現物管理に関する事項	1 6
(1) 固定資産の現物管理について	1 6
(2) 遊休土地・建物について	1 8
管理が不十分なもの	2 0
使用許可している資産の管理費用について	2 0
町内会に使用許可している資産について	2 0
(3) 電話加入権について	2 0
電話加入権の台帳整備について	2 1
休止回線について	2 1
(4) 量水器の現物管理について	2 2
3 . 料金の徴収事務に関する事項	2 3
(1) 未納料金の徴収停止について	2 3
(2) 水道料金に係る未納整理の期間短縮について	2 4
(3) 簡易水道事業における集金事務委託について	2 5
(4) 転居に伴う中止精算について	2 5
4 . 契約事務に関する事項	2 6
(1) 水道メーターの修理契約について	2 6
(2) 契約事務の効率化・簡素化について	2 7
(3) 委託契約における諸経费率等積算について	2 8
(4) 植木剪定作業委託契約における仕様書等附属図書について	3 0
(5) 単価契約の契約期間について	3 1
(6) 指名競争入札に当たっての業者指名について	3 2
(7) 排水処理施設の維持管理業務委託契約について	3 3
(8) 脱水ケーキの運搬作業の委託費について	3 4
(9) 小規模工事の契約事務について	3 5
5 . 工事の実施に関する事項	3 5

(1) 設計・積算を誤っているものについて	3 5
(2) 設計変更に伴う工費内訳書について	3 6
(3) 設計工事内訳表と請負人の工事内訳明細書について	3 6
(4) 設計工事内訳書と請負人の工事費内訳書について	3 7
(5) 設計変更後の材料検査を行っていないものについて	3 7
(6) 材料検査の時期が適切でないものについて	3 8
(7) 工事成績評定結果について検討すべきものについて	3 8
(8) 設計変更の減少に努めるべきものについて	3 9
6 . 漏水処理に関する事項	4 0
(1) 給水装置及び受水槽以下の装置の管理義務等について	4 0
(2) 給水装置内・受水タンク以下の漏水に対する料金軽減について	4 1
(3) 宅内漏水調査に伴う掘削工事の費用負担について	4 3
(4) 効率的な漏水防止の体制の整備について	4 3
(5) 漏水防止の修繕工事の早期実施について	4 3
7 . 人事に関する事項	4 4
(1) 休暇承認願いの適正管理について	4 4
(2) 時間外勤務命令簿の適正管理について	4 5
(3) 市内出張命令について	4 6
8 . その他の事項	4 6
(1) 針木浄水場運動公園の管理について	4 6
運動公園自体の運営主体について	4 6
利用料金の法令上の整理について	4 7
利用料の領収書について	4 7
(2) 針木浄水場の取水施設及び浄水施設等の過剰施設について	4 7
(3) 一日最大給水量の見直しについて	5 0
(4) 「下水道使用料徴収事務委任に関する協定」について	5 0
(5) 船舶給水業務について	5 1
(6) 受託工事収益等にかかる消費税について	5 3
配水工事収益と受託工事収益にかかる消費税	5 3
工事負担金にかかる消費税について	5 4

第3 利害関係	5 5
包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見	5 6
1 . 水道局の収支の現状と問題点	5 6
(1) 収支の現状	5 6
(2) 原因	5 6
(3) 問題点	5 6
2 . 内部的チェック機能の不備	5 6
(1) 組織上の問題	5 7
(2) 相互チェック体制の問題	5 7
(3) 規定の遵守における問題点	5 7
3 . 社会的責任の認識の低さ	5 7
4 . 料金改定の方法について	5 8
5 . 休止電話回線と、電話回線の新規取得について	5 8
参考資料	6 0
1 . 経理の概況	6 0
(1) 比較損益計算書	6 0
(2) 比較剰余金計算書	6 1
(3) 比較貸借対照表	6 2
2 . 修正貸借対照表	6 3
3 . 給水装置の取扱い	6 5
4 . 特定収入にかかる仕入税額控除の調整について	6 6

包括外部監査の結果報告書

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項および第2項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 外部監査対象

高知市水道事業にかかる財務及び経営管理

(2) 監査対象機関

高知市水道局

(3) 外部監査対象期間

平成13年度（自平成13年4月1日 至平成14年3月31日）

但し、必要に応じて平成12年度以前の年度及び平成14年度についても対象とした。

3. 事件を選定した理由

水道事業は、清浄にして豊富な水を安定的に供給する責務を負っている。このため水道法では、水道事業は原則として市町村が経営するものとし、かつ、事業の認可に際し「給水区域が他の水道事業者の給水区域と重複しないこと」として独占的地位を付与している。一方、水は人々の生活において必要不可欠なものであるところから、水道事業には低廉な水の供給という要請もある。

水道事業者と、その利用者との接点は、商品としての水とその料金という面に集約される。このうち供給される水の量と質の面は、水道法等の関連法令により一定の品質が担保されている。料金の面は、一般的には原料である原水の質と、生産工程及び管理の質に左右される。すなわち、水道事業が効率的、経済的に遂行されることと、水道料金は密接な関係を有している。

折しも高知市水道局においては、平成14年度において「水道事業の健全な運営が困難となる」ことを理由に水道料金を7.5%値上げしている。

高知市の水道事業が、効率的、経済的に運営されているのか、そして、そ

の結果としてのやむを得ない水道料金の値上げであったのかは関心の高いことと思われる。

そこで、水道事業の事務執行の計画性、経済性を中心として高知市水道事業の経営を包括外部監査のテーマとして選定した。

4. 外部監査の方法

(1) 監査の観点

以下の各項目について、地方公営企業法その他関係法令、及び、高知市水道局の諸規程に従い、高知市水道事業にかかる財務及び経営管理は、適正かつ効率的になされているか。

会計処理は適切になされているか。

資産管理は適切になされているか。

料金の徴収事務は適切かつ効率的に執行されているか。

契約事務は効率性を考慮しながら適切に執行されているか。

工事管理は厳正かつ効率的に行われているか。

漏水処理は迅速かつ効率的に実施されているか。

勤務状態の管理は適切になされているか。

その他水道事業に係る業務は適正かつ効率的におこなわれているか。

(2) 主な監査手続き

高知市水道事業の概況を把握するため、高知市水道事業会計決算書、同予算書、水道事業年報、高知市水道事業例規集等を入手し、主として担当課長から各所管業務の概要を聴取するとともに、取水施設、浄水場、簡易水道施設等主要施設を視察した。

資産の管理状況を検証するため、現物と固定資産台帳等との照合確認及び現地の視察を行った。

料金の調定から徴収、さらに未収入金の管理状況を検証するため、調定に関する書類及び料金更正に関する書類を通査するとともに、督促から給水停止さらに不能欠損処理に至る手続きの妥当性、効率性を関係書類の査閲及び担当者からの説明聴取により検討した。

契約事務の執行状況を検証するため、契約一覧表により主要契約の概要を把握するとともに、主に契約金額を基準に選定した個々の契約について契約手続きの妥当性、効率性を関係書類の査閲及び担当者から

の説明聴取により検討した。

工事契約の履行状況を検証するため、工事契約一覧表により概要を把握するとともに、個々の契約の積算から完了に至る管理状況を関係書類の査閲及び担当者からの説明聴取により検討した。

漏水に関連して行われる修理、料金の減額等の業務について関係書類の査閲及び担当者からの説明聴取により検討した。

勤務状況の管理は適切になされており、時間外勤務手当、出張旅費等は、適正に計算されているか検証するため出勤簿、時間外勤務の命令に関する書類等を査閲した。

その他、水道事業に係る業務及び報告の適正性、効率性を検証するため、統計資料等を分析するとともに、証憑書類等の照合を行った。

5 . 外部監査の実施時期

平成14年8月20日から平成15年2月24日まで

第2 水道事業の概要

1. 高知市水道事業の沿革

高知市水道事業の沿革は、給水人口の増加に伴う拡張の歴史であった。しかし、近年、給水人口、給水量の停滞期を迎え、「安全でおいしい水」といったいわゆる量から質への転換期を迎えている。

(1) 創設期

大正14年4月、高知市における上水道の誕生。全国で56番目、四国では高松市に次いで2番目であった。創設時の計画規模は、計画給水人口4万人、1人1日最大給水量111リットル、1日最大給水量4,440立方メートルというものであった。水源は鏡川本流の郭中堰上流（現在の本宮町）での伏流水とし、基幹施設である旭浄水場は土佐郡旭村御殿山（現在の旭天神町）の山麓に設けた。総事業費97万円。

昭和7年度から3カ年計画で<第1期拡張事業>を行う。計画給水人口は現行の2倍の8万人、1人1日最大給水量を111リットルから167リットルに引き上げ、1日最大給水量を現行の約3倍の13,360立方メートルとした。重点は配水能力の向上に置き、このために浄水施設や配水池の増設などを行った。総事業費18万円。

(2) 戦災・震災からの復興期

戦後、高知市の『戦災復興都市計画事業』による道路網形成事業に並行して配水管の移設工事を重点的に実施するとともに、国庫補助を得て漏水防止事業を推進する<戦災復旧及び戦災復興事業>に昭和21年度から昭和29年度にかけて取り組んだ。

くわえて、南海大地震（昭和21年12月21日）による配水施設の重大な打撃と、地盤沈下による浦戸湾沿岸及び郊外一帯の深刻な飲料水不足に対応するため、配水管をはじめとする水道施設の復旧作業や市内11カ所の簡易水道設置などを内容とする<震災復旧及び地盤変動復旧事業>（昭和23年3月から31年3月）を実施した。

都市の復興に伴う水需要の急上昇の兆しに対し戦・震災復旧と簡易水道の設置などの課題と並行しつつ、<第2期拡張事業>（昭和25年4月から昭和31年12月）を実施することになった。ここでの計画給水人口は12万人、1人1日最大給水量240リットル、1日最大給水量は28,800立方

メートルとした。重点とされたのは、水源、取水、及び浄水能力を改善・増強させ、併せて送・配水施設を強化することであった。総事業費5,500万円。

(3) 発展期

昭和32年度末において高知市の給水世帯は25,334世帯、給水人口は121,425人にのぼり明らかに水不足が予想され、昭和33年4月から42年3月にかけて新たな<第3拡張事業>を実施した。この事業での計画給水人口は20万人、1人1日最大給水量300リットル、1日最大給水量は6万立方メートルであった。重点とされたのは、鏡ダム建設に伴う水利権の上積みと、取水・導水・浄水施設の拡充・強化、さらに市内一円に配水するための配水施設の整備などである。総事業費61,300万円。

なお、この拡張事業にはその補完的事業として<浄水施設増強事業>(昭和43年9月から44年10月:総事業費22,000万円)が実施され、旭浄水場に急速ろ過池が増設され、施設能力6万立方メートル/日が確立された。

(4) 需要急増期

県都でもある高知市へのすさまじい人口集中は<第3期拡張事業>がまだ途上にあった昭和40年頃、すでに県と市当局の間で「昭和50年には人口28万人となる」との見通しがだされた。必要な水は日量18万立方メートル。<第3期拡張事業>が目標とする鏡川水系6万立方メートルを前提としても12万立方メートルが不足する計算となる。

そこで、これまでの鏡川の市域外の河川・仁淀川水系大渡ダムに新たな水源を求め、計画給水人口を286千人、1人1日給水量600リットル、1日最大給水量を171,600立方メートルとする<第4期拡張事業>(当初工期昭和44年1月から53年3月)を発足させた。

けれども、仁淀川水系大渡ダム関連の仁淀川取水事業の遅れなどがあって当初計画にはなかった吉野川水系早明浦ダム関連の高知分水事業を先行施行するなど、事業計画も3度にわたる変更を経て、平成10年3月ようやく完成した。これによって、高知市は、鏡川水系日量6万立方メートル 高知分水系同63千立方メートル、仁淀川水系同6万(将来12万)立方メートルという3水系の多元的水源を確保した。

(5) 転換期

＜第4期拡張事業＞の完了に先立つ平成6年度に『高知市水道事業総合計画』（平成6年度から15年度）を策定、安全でおいしい水の供給 安定した水の供給 災害に強い水道 市民サービスの向上と科学的な経営管理の4つの推進プランに基づき進めてきた。

平成13年度からは「2001高知市総合計画」で示された「環境と共生する安全で快適な都市」を新たな基本目標とし、「適切な維持管理」と「堅実な経営」を基本理念に質的向上を図り、「いつでも どこでも 安全でおいしい水を供給する」という高水準で安全・信頼性の高い水道づくりをめざしている。

2. 財務の概要

高知市水道事業の、過去4年間の損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表を要約したもの及び主要経営指標は、以下の通りである。

水道局の決算によれば、過去4年間において、年間約2億円から4億円の純利益を計上している。なお、平成11年度からは、この全額を利益処分において減債積立金に積み立てている。

しかし、監査の過程で発見された、会計処理の誤謬等を退職給与引当金も含めて調整すると、平成13年度末の約3億円の未処分利益剰余金は、30億円を超える未処理損失金になると見られる。

そのため、ここでは、水道局の決算数値を提示するに止める。なお、詳細は別紙資料として添付してある。

(1) 比較損益計算書

(単位:千円)

	10年度	11年度	12年度	13年度
営業収益	7,503,686	7,523,637	7,590,867	7,448,680
営業費用	5,455,331	5,674,378	5,661,398	5,635,814
営業利益	2,048,355	1,849,259	1,929,468	1,812,866
営業外収益	485,350	443,350	484,897	436,202
営業外費用	2,173,857	2,077,982	1,968,680	1,861,508
経常利益	359,848	214,627	445,686	387,559
特別利益	569	1,166	1,486	4,011
特別損失	17,798	16,783	15,499	19,873
当年度純利益	342,618	199,010	431,673	371,696

(2) 比較剰余金計算書

(単位：千円)

	10年度	11年度	12年度	13年度
利益剰余金の部				
減債積立金当年度末残高	248,055	342,619	199,010	425,474
建設改良積立金当年度末残高	200,000	0	0	0
積立金合計	448,055	342,619	199,010	425,474
未処分利益剰余金				
前年度未処分利益剰余金	448,054	342,618	199,010	431,673
前年度利益剰余金処分量	448,054	342,618	199,010	431,673
減債積立金	248,054	342,618	199,010	431,673
建設改良積立金	200,000	0	0	0
繰越利益剰余金年度末残高	0	0	0	0
当年度純利益	342,618	199,010	431,673	371,696
当年度未処分利益剰余金	342,618	199,010	431,673	371,696
資本剰余金の部				
補助金当年度末残高	2,832,000	2,901,129	2,974,594	3,049,609
工事負担金当年度末残高	5,956,347	6,401,205	6,920,870	7,602,422
受贈財産当年度末残高	1,253,917	1,291,144	1,412,225	1,652,101
翌年度繰越資本剰余金	10,042,265	10,593,479	11,307,691	12,304,133

(3) 比較貸借対照表

(単位：千円)

	10年度	11年度	12年度	13年度
〔資産〕				
固定資産	58,317,991	58,214,026	57,691,210	57,857,748
有形固定資産	53,329,764	53,385,307	53,021,921	53,347,888
無形固定資産	4,988,227	4,828,718	4,669,289	1,053,332
流動資産	3,150,186	3,197,263	3,651,324	2,886,451
資産合計	61,468,178	61,411,290	61,342,535	60,744,199
〔負債〕				
固定負債	809,248	624,311	424,313	233,840
流動負債	920,818	926,539	1,213,460	894,479
負債合計	1,730,066	1,550,850	1,637,773	1,128,320
〔資本〕				
資本金	48,905,171	48,725,330	47,766,385	46,514,574
剰余金	10,832,939	11,135,109	11,938,375	13,101,304
資本剰余金	10,042,265	10,593,479	11,307,691	12,304,133
利益剰余金	790,674	541,629	630,684	797,171
資本合計	59,738,111	59,860,440	59,704,761	59,615,879
負債資本合計	61,468,178	61,411,290	61,342,535	60,744,199

(4) 主要経営指数

年度		10年度	11年度	12年度	13年度	全国平均
高知市人口	実数(人)	323,342	323,791	325,320	326,490	-
	前年比(%)	100.2	100.1	100.5	100.4	-
給水区域内人口	実数(人)	304,728	305,687	307,131	309,831	-
	前年比(%)	100.2	100.3	100.5	100.9	-
給水人口	実数(人)	287,890	289,580	291,930	295,830	-
	前年比(%)	100.5	100.6	100.8	101.3	-
普及率	(%)	94.47	94.73	95.05	95.48	92.61
年間配水量	実数(千)	45,850	46,613	46,491	45,625	-
	前年比(%)	101.4	101.7	99.7	98.1	-
1日平均配水量	実数()	125,619	127,359	127,374	125,001	-
	前年比(%)	101.4	101.4	100.0	98.1	-
1人1日最大配水量	実数(ℓ)	522	496	488	484	-
	前年比(%)	102.0	95.0	98.4	99.2	-
1人1日平均配水量	実数(ℓ)	436	440	436	423	-
	前年比(%)	100.9	100.9	99.1	97.0	-
年間有収水量	実数(千)	41,175	40,974	41,315	41,066	-
	前年比(%)	100.1	99.5	100.8	99.4	-
施設能力	実数()	184,000	184,000	184,000	184,000	-
	前年比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	-
施設利用率	(%)	68.27	69.22	69.23	67.94	64.41
負荷率	(%)	83.62	88.67	89.35	87.34	83.48
最大稼働率	(%)	81.65	78.06	77.48	77.78	77.16
有収率	(%)	89.80	87.90	88.87	90.01	88.70
1当り供給単価	実数(円)	171.77	171.70	171.20	170.73	170.64
	前年比(%)	99.7	100.0	99.7	99.7	-
1当り給水原価	実数(円)	176.34	178.23	174.53	174.46	179.30
	前年比(%)	99.2	101.1	97.9	100.0	-
年度末現在 (管理者含む) 職員数	実数(人)	204	202	201	200	-
	前年比(%)	96.7	99.0	99.5	99.5	-

全国平均は、平成12年度水道事業経営指標による。

第3 外部監査の結果

1. 会計処理に関する事項

(1) 帳簿組織の不備について

高知市水道局会計規程（以下会計規程）では、第2章において帳簿組織および勘定科目に関しその詳細を定めている。一方水道局では、昭和60年より開発に入り平成2年に完了した会計帳簿等の電算処理化に際し、規程等の変更は行わないまま実務のみを先行させた。このため、この規程とは全く異なった帳簿組織になっており、必要な基本的帳簿が作成されていない反面、従来の形式を一部踏襲したため、省略することができたり、簡素化できると思われる業務がある。

具体的には、会計規程においては収入伝票・支払伝票・振替伝票、それぞれに決裁票、借方票、貸方票及び予算整理票を作成し（第10条）、借方票及び貸方票に一連番号を付して勘定科目別にファイル保管し、伝票を毎月末ごとに集計記録し、総勘定元帳に転記しなければならない（第12条）としているが、現在、水道局では借方票、貸方票及び予算整理票は作成しておらず、当然に勘定科目別のファイリングはすることができない。総勘定元帳は合計額の転記という従来の手法をそのまま継承しているが、合計額は電算機内で集計しており、集計過程は記録がないため取引ごとの内容を見ることはできない。

決裁書類から仕訳データを入力することで発行される仕訳伝票は毎月約3千から6千枚になるのであるが、1件の仕訳がB5の用紙1枚に出力され請求書等の証憑書類とともに回送されて、必要な決裁印が押印される。実際の業務においては、仕訳入力の確認後、ほぼ利用されることはない。

一方、日々の業務は、電算機を利用し、画面から直接必要事項を確認する等簡素化しておこなわれているのであるが、これらデータの管理や保管については、あくまで電算機の運用レベルでの取決めのみしかなく、会計帳簿として明確に位置付けされていない。

実際の運用は、収入については、料金課で起票し、支出については総務課で起票する。起票はすべて端末機を通して行われる。ところが収入については現在端末機から検索できるのは、科目、調定番号、取引先、調定年月日が検索できるが、一覧で検索できるのは99件まででそれを超える場合は調定番号により1件ごとに検索するほかない。また、一覧では金額の表示はできず、各科目の累計額も把握することはできない。

支出について端末機から検索できるのは、予算執行した支出項目について検索可能であり、科目、取引先、年月日、金額、予算執行累計額が検索できるが、貸借対照表科目は、予算執行科目（固定資産等）については前年の繰越額からの累計額はみることができず、予算執行科目でないもの（現預金等）については、端末機で確認することはできない。

現在水道局で出力している帳票のうち、総勘定元帳は各月の合計額のみ表示されているが、総勘定元帳が全ての取引についてもれなく集計されているか確認することができない。一方、電算のシステムに総勘定元帳の代用となる機能を満たしているものがあるかといえば、検索機能は全てを備えておらず、総勘定元帳として十分な機能を有しているとはいいがたい。

時代の趨勢に合わせて、帳簿の形式等は流動的に変化対応すべきものではあるが、必要最低限の条件は厳守すべきであり、安易に省略することは許されない。一方、業務の簡素化のためには、より合理的な運用方法を検討すべきである。

（２）固定資産台帳と貸借対照表の不一致について

会計規程によれば、固定資産については固定資産台帳を備え、固定資産の増減異動を記録整理し、常にその現状を明らかにすることを要するのであるが、水道局においては、固定資産台帳は数十冊、管理対象固定資産は数千品目にのぼるため、異動及び減価償却については電算により有形固定資産明細書を作成し管理している。実務上は、固定資産に関する会計処理は、一般的には、振替伝票の起票に始まるのであるが、この振替伝票（実際には、振替伝票の起票基礎資料）から固定資産台帳を作成するとともに、新たに固定資産番号の付与を要する新規取得に関しては水道償却新件連絡票により、既に固定資産番号のある資産に対する増加及び減少については水道（償却）異動更正連絡票により有形固定資産明細書に登録される。減価償却費の計算は、この有形固定資産明細書によりおこなわれている。その手続き自体何ら問題はないのであるが、運用上、これら帳簿間の基本的な照合作業、及び会計規程に定められた定期的な現物照合がほとんどおこなわれていないため、貸借対照表・損益計算書、固定資産明細表、固定資産台帳、固定資産現物の全ての間で食い違いが発生している。

すなわち、

昭和５３年４月の有形固定資産明細書のシステム導入当初において、開始時の過年度データの入力に際し、入力金額と貸借対照表が一致していな

いにもかかわらず、原因究明することなく運用を開始した。

その後の運用にあたり、貸借対照表及び総勘定元帳と、有形固定資産明細書の合計金額は、一切照合されていない。

増加資産について固定資産台帳、有形固定資産明細書の間で金額の照合をおこなっていない。

総勘定元帳の形式上、総勘定元帳の固定資産の増減記帳と、固定資産台帳、固定資産明細表の金額は、個別には、實際上照合できない。

固定資産の現物照合は、会計規程においては、少なくとも3年に1回は実施しなければならないのであるが、実際にはこの規程に従った現物照合が十分には行われていない。このため、現物と各帳簿の間に発生した食い違いが発見される可能性はほとんどない。

貸借対照表とは全く遊離した金額の有形固定資産明細書を基礎に減価償却計算をおこなっているため、結果として算出された減価償却費及び減価償却累計額は、一部を除き正しい金額とはなり得ない。

除却に際しては、有形固定資産明細書のコレを基礎にするのではなく、固定資産台帳を基に、個々に手計算で減価償却累計額を計算している。さらに、除却時の帳簿価額の計算過程において、基準とは異なる計算方法をおこなっており、本来のコレとは全く異なる、誤った金額で除却の会計処理が行われているものがある。

以上の他、単純な入力ミス、又は転記ミスによる誤謬が放置されたままになっている。

これらは、前述のごとく、会計上のごく基本的な照合作業が行われるシステムができていればほとんど防止可能な事項であると同時に、資料を有効に活用することで不必要にして不適切な事務処理をおこなう必要はなく、事務処理も効率的かつ正確に遂行できる。

なお、監査の過程において、有形固定資産明細書と貸借対照表は一致させたのであるが、その際平成13年度以前の財務諸表に対し修正を要する金額は別紙資料の修正貸借対照表に反映させてある。

(3) 水利権の勘定科目及び耐用年数の誤りについて

仁淀川取水所建設に伴い支出された水利権にかかる費用2,754,542,465円は、構築物に計上し、耐用年数を40年ないし50年として減価償却をおこなっているのであるが、この費用は水利権として耐用年数20年を適用しなくてはならない。このため平成13年度末においては、過年度分を含めて

375,801,634 円減価償却すべき額が不足しており、同額当期末処分利益が過大になっている。

なぜこのような誤りが発生したかについては定かではないが、聴き取り調査の結果では、耐用年数の決定は、ほぼ単独の職員によりおこなわれており、システムとして複数の人間でチェックするようにはなっていなかった。また、資本的支出については、予算の管理から支出に至る手続きは、一定の厳正さを持って執行されているのであるが、支出の勘定区分は、資本的支出に該当していれば、比較的簡単なチェックで済ませていた。などの原因により発生したと見られる。

今一度、いわゆる内部統制組織が有効に機能するよう、水道局の業務執行の全般を見直し、誤謬等の自己検出機能が整備されているか検討すべきである。

(4) 退職給与引当金について

水道局においては、将来の職員に対する退職金の支給に備えて退職給与引当金を設定している。設定の基準は、発生主義に基づいたものではなく、当面予算化できたものを取りあえず計上している状態である。今後退職金の増加が見込まれることから「退職手当平準化案」として今後20年間の退職者の状況を予測し退職金の負担を平準化するという目的で毎年、210,000千円を予算化するとともに、予算額から当年度の支給実績額を控除した、いわゆる予算執行残を退職給与引当金として積み立てるという非常にアバウトな計画を立てている。

しかし、この発想自体、発生主義に基づいた適正な期間損益の計算とその公表という観点がないといわざるを得ない。

退職給与引当金の計上基準については、各種見解があるのであるが、いわゆる期末要支給額基準により計算した場合の、退職給与引当金の金額及び平成13年度の要繰入額は以下の通りである。

勸奨退職対象者については勸奨退職による、勸奨退職の対象にならない職員については自己都合による、平成13年度末の退職金期末要支給額は3,089,921,993円となり、現在水道局が計上している退職給与引当金は、2,997,161,397円不足している。

適正な期間損益と、財政状態の把握のため、より適切な会計処理の基準を選択すべきである。

(単位：円)

	局決算額	自己都合による場合	勧奨退職による場合
平成12年度末残高	64,000,000	2,153,490,964	2,994,285,894
平成13年取崩額	31,239,404	31,239,404	31,239,404
平成13年繰入額	60,000,000	124,452,112	126,875,503
平成13年度末残高	92,760,596	2,246,703,672	3,089,921,993
過年度繰入不足額		2,089,490,964	2,930,285,894
当年度繰入不足額		64,452,112	66,875,503
繰入不足額累計		2,153,943,076	2,997,161,397

自己都合による場合 全ての職員が当該年度末に自己都合により退職した場合の要支給額

勧奨退職による場合 勧奨退職対象者は勧奨退職に拠った場合の、その他の職員は当該年度末に自己都合により退職した場合の要支給額

(5) 量水器の減価償却の方法について

水道局においては、量水器の減価償却は、取替法によりおこなっている。取替法による場合、使用に耐えなくなると廃棄処理した場合、個々に廃棄処理することなく、新たに取り付けたものを修繕費等に計上するのであるが、水道局においては、家屋の取り壊し等に際し、量水器が行方不明となってしまう回収できなかったものは、個別に残存価額を計算して廃棄処理するとともに、再利用可能なものは、その当初の取得時期にかかわらず直近の新品の仕入価額によって固定資産を減額し、貯蔵品に受け入れ処理している。一方で、代わりに新たに取り付けたものを固定資産に計上し年度末において、これら差引増加額を持って当年度の固定資産の取得額としている。この経理方法は、取替法とはいえず、給水栓が、増加し続けている間は、問題は顕在化しない可能性が高いが、給水栓が減少した場合、当期固定資産増加額をマイナスで表示しなくてはいけなくなってしまうような事態も予想される。正規の基準に従った方法で処理する必要がある。

(6) 預り金の残高管理について

預り金については、長年にわたりその精算状況の確認をおこなっていない。このため、精算の失念、誤謬の放置、その他様々な理由により発生し精算されていない金額が残高に混入したまま今日に至っている。

水道局の決算における預り金残高と、入手可能な資料により追跡した結果としての推定残高、及び両者の差異の状況は以下の表の通りである。これらは、過年度における取引の詳細の入手が困難なこともあり発生原因の追跡は事実上不可能であり、結果預り金残高の明細を確定できない状態にある。

預り金残高表

(単位：円)

	貸借対照表残高	理論残高	差異	備考
電話使用料預り金	30,735	3,555	27,180	* 1
下水道使用料預り金	214,009,340	217,234,310	-3,091,190	* 2
下水道使用料延滞金預り金	33,100	31,600	1,500	* 1
下水道使用料過誤納預り金	346,335	0	346,335	* 3
団地下水道使用料預り金	1,171,314	1,165,130	6,184	* 1
団地下水道使用料過誤納預り金	5,568	0	5,568	* 3
共済組合費預り金	410,487	405,351	5,136	* 1
諸税預り金	11,526,290	11,501,690	24,600	* 4
雑預り金	69,306	0	69,306	* 5
合計	227,602,475			

- * 1 前期以前に発生したもの。原因の追跡はほぼ不可能。
- * 2 前期以前に発生したもの。市に対し過払いとなっているが原因の追跡はほぼ不可能。
- * 3 年度末に清算しており、残高は残らないはずのもの。
- * 4 平成13年分年末調整に係る源泉所得税 24,600 円が納付もれとなっていた。
- * 5 雑預り金については、年間取引件数が 3,000 件近くあり、内容の追跡は省略した。理論的には、特別のものを除き年度末に精算しており、残高は残らないはずのもの。

(7) 決算報告書の重要な契約の表示について

高知市水道局の決算書には、重要契約の要旨として工事請負契約（契約金額 25,000 千円以上）、委託契約（契約金額 5,000 千円以上）及び物品供給契約（契約金額 15,000 千円以上）が開示されている。このうち工事請負契約及び物品供給契約については、対象となる契約は全件表示されているのであるが、委託契約については、水道事業に直接関わる重要な契約

について表示しているとして一部、表示を省略している。

しかし、現在の「重要な契約の要旨委託契約（契約金額5,000千円以上）」という表示からは、水道局の主張する選択条件は、どこからも読みとることができない。また省略された契約の摘要からして、「針木、旭浄水場排水処理施設運転維持管理」「時間外配水管修繕工事」「検針事務委託」等の契約が、水道事業に直接関わる重要な契約ではないとすることは特別な説明なしには通常理解しがたい。

決算書類の重要な契約に表示されていない1件500万円以上の委託契約

契約先	期 間	契約方法	契約金額（円）	摘 要
富士電機(株)四国支社	13.4.1- 14.3.31	随意契約	7,245,000	針木浄水場計算機保守
(社)部落解放高知市 労働事業協会	13.4.1- 14.3.31	随意契約	12,553,797	針木浄水場庁舎清掃
石垣メンテナンス(株) 四国支店	13.4.1- 14.3.31	随意契約	15,207,150	針木、旭浄水場排水処理施設運転維持管理
かしらなし環境整備 組合	13.4.1- 14.3.31	随意契約	8,766,450	針木浄水場除草等維持管理
かしらなし環境整備 組合	13.4.1- 14.3.31	随意契約	10,663,275	針木濾過池等清掃作業
太平洋セメント(株) 四国支店	13.4.1- 14.3.31	随意契約	5,644,170	産業廃棄物処分
高知市管工事設備業 協同組合	13.4.1- 14.3.31	随意契約	68,544,000	時間外配水管修繕工事
山崎美枝子外10名	13.4.1- 14.3.31	随意契約	21,300,728	検針事務委託
(社)高知市シルバー 人材センター	13.4.1- 14.3.31	随意契約	33,290,030	検針事務委託
(社)高知県雇用促進 事業協会	13.4.1- 14.3.31	随意契約	12,095,000	水道局庁舎内外清掃
合計10件			195,309,600	

このように、水道局の決算書の、「重要契約の要旨」は利用者に誤解を与えかねないはなはだ不親切な表示となっている。

本来、これら外部に対し提供される情報は、利用者に対し適切な情報を提供する義務があり、これら、相当に高額にのぼる契約に関する情報を表示しないことについて合理的な根拠は見いだしがたい。一定金額以上の契約という条件に合致した表示すべきである。

(8) 出納取扱金融機関の担保物件について

水道局においては、高知市水道局出納取扱金融機関事務に関する契約書第 18 条の規定により、出納取扱機関の事務取扱の担保として一定金額の現金又は有価証券の提供を受けている。しかし実際には、出納取扱金融機関からは、下記の割引国債を担保物件として受け入れており、その詳細は以下の通りである。

(単位 : 円)

金融機関	回数	額面	売買参考統計値			評価額	不足額
			保管日				
四国銀行	120	5,000,000	保管日	H13.01.17	97.13	4,856,500	143,500
			年度末	H14.03.31	99.70		

水道局においては、割引国債についても額面金額で受け入れているのであるが、期日到来前の割引国債の時価は一般には額面金額には満たない金額となっており、受入日においては当然、平成 13 年度末においても、契約に規定された金額に満たない金額の担保しか受け入れていない状態になっている。

契約に沿った状態となるよう、改善すべきである。

なお、この件については、対象は水道局ではないが高知市の定期監査において平成 10 年度に既に指摘された事項である。

2 . 資産の現物管理に関する事項

(1) 固定資産の現物管理について

固定資産の管理について、会計規程では第 84 条で「固定資産台帳を備え、固定資産の増減異動を記録整理し、常にその現状を明らかにしなければならない。」とし、第 104 条では、「少なくとも 3 年に 1 回台帳と固定資産の実体を照合し、その一致を確認しなければならない。」としている。

固定資産の管理状況を検証するため、以下の基準で固定資産の現物確認をおこなった。

現物確認基準

場 所	科 目	基 準
針木浄水場	機械及び装置	各場所に所属する全ての機械及び装置
旭浄水場	機械及び装置	
東部高地区配水池	機械及び装置	
宗安寺簡易水道	機械及び装置	
全ての部署	器具及び備品	1点100万円以上のもの及び昭和57年以前取得のもの

固定資産現物確認の概要

場 所	科 目	照合 件数	取得価格(円)	全体に占める割合 (取得価格 [^] -ス)	
針木浄水場	機械及び装置	38	4,779,294,650	水道事業の全機械 装置の56%	
	器具及び備品	30	105,076,680		
旭浄水場	機械及び装置	56	775,108,118		
	器具及び備品	8	1,403,800		
東部高地区配 水池	機械及び装置	3	483,076,132		水道事業の全器具 及び備品の60%
	器具及び備品	-	-		
宗安寺簡易水道	機械及び装置	5	22,797,231		
	器具及び備品	-	-		
水道局本庁舎	機械及び装置	-	-		
	器具及び備品	26	14,001,550		
合 計	機械及び装置	102	6,060,276,131		
	器具及び備品	64	120,482,030		

固定資産の現物確認の結果、器具及び備品については、全て確認することができた。

機械及び装置については、現物確認対象件数102件中16件の現物が確認できなかった。現物が確認できなかった機械装置の全ては、撤去ないしは更新時に除却処理がおこなわれていなかったために発生したものである。

また、機械及び装置について法律の変更等により不要となり現在使用していないものが、現物確認対象件数102件中2件あった。これらのものは、現在使用されておらず、さらに今後も使用予定はない。設置場所に比較的余裕があることや、撤去に多額の費用がかかることから除却処理はしていない。これらのものは、会計上は除却処理をおこなうとともに、処分可能見込額を見積もって貯蔵品勘定に振り替えることが望ましい。

撤去又は更新資産（現物確認不能分）

場所	台帳番号	取得年月	耐用年数	名称	取得価格	帳簿価格	撤去又は更新年月
針木	343-34	S62.12	10年	気化器	5,560,000	278,000	H9.3
針木	353-66	S59.3	10年	濁度計	不明	不明	H14.3
針木	313-45	S54.3	20年	中央監視設備	163,135,686	8,156,785	H12.2
				工業用テレビ設備	22,727,497	1,136,375	H14.1
針木	353-64	S54.3	5年	ガス吸排機	3,113,200	155,660	H5
				心卵器	486,437	24,322	H6
				電気冷蔵庫	656,690	32,835	H1
				ジャーテスター	340,506	17,026	H6
				湯センサー	394,014	19,701	S63
				直示天秤	833,024	41,652	H6
				定温乾燥器	139,850	6,993	S63
針木	313-46	S54.3	6年	蓄電池	144,030,956	7,201,548	H10.12
針木	313-48	S54.3	20年	工業用テレビ設備	7,700,000	385,000	H14.1
針木	313-23	S51.3	20年	排水調整電気設備 2池分中1池	8,917,091	445,855	H9.3
針木	314-72	S60.3	20年	ポンプ室	1,111,900	261,305	H7
針木	324-67	S60.3	15年	ポンプ設備	1,852,055	92,603	H7
旭	313-1	S28.3	20年	高圧配電盤	802,800	40,140	S32.3
旭	323-54	S54.3	15年	排水池ポンプ設備	5,979,268	298,964	H14.3
旭	353-20	S37.3	17年	ベルトコンベアー	163,500	8,175	S52.9
旭	353-45	S46.7	9年	調整地計装設備	5,356,361	267,819	S58.3
旭	353-50	S48.3	10年	電気計装設備	2,317,178	115,859	S55.12
旭	353-51	S48.3	10年	調整地流量調整設備	1,129,279	56,464	S58.3
宗安寺	328-10	S50.3	15年	水中ポンプ 2台 中1台	3,044,033	152,202	H9
合計	16件				379,791,325	19,195,283	

法律の変更により不要となり又は故障により現在使用していないもの

場所	台帳番号	取得年月	耐用年数	名称	取得価格	帳簿価格	摘要
針木	353-59	S54.3	5年	自動凝集監視 制御装置	4,013,110	200,656	故障したまま不要となる
針木	353-64	S54.3	15年	プレハブ式 恒温室	9,500,000	475,000	水道法の変更により不要
合計					13,513,110	675,656	

(2) 遊休土地・建物について

長期間にわたって、遊休状態となっている土地建物について、現況を視察するとともに今後の利用予定を聴取した。

資産	番号	物件名	所在地	面積 (m ²)	取得価格	現況
土地 建物	7 116-20	旧取水ポンプ場用地 旧取水ポンプ室	本宮町字長尾前1番1	502 81	58,023 1,120,480	使用許可を得て町内会 が公民館として使用
土地	11	旧配水管路用地	仁井田字上の坊346 2番2	82	50,000	山道の一部。山間傾斜 地
土地 建物	34 121-16	旧取水ポンプ場用地 旧取水ポンプ室	長浜字馬場の西413 2番4他2筆	364.04 42.75	147,094 3,913,800	フェンス囲無く敷地内 にビニールハウスや廃 材がある
土地	35,36	旧配水池用地	長浜字南山6587番 18他1筆	250	53,200	山間傾斜地
土地	53	旧ポンプ室用地	仁井田字中屋敷145 1番3	138	191,464	隣接農道狭隘の為通行 用の空き地とする
土地	55	旧補助水源用地	鴨部字公文名1510 番4	308	6,374,350	貸借契約により町内会 が公民館用地として使 用
土地	65	旧ポンプ室	大津字下モ見乙137 8番3	4.36	66,450	移管・売却をした残り
土地	79	旧加圧ポンプ室用 地	東秦泉寺字呑場谷35 7番4	20	516,685	フェンス囲により敷地 侵入阻止
土地 建物	205 128-7	旧ポンプ室用地 旧ポンプ室	朝倉字松田丙426番 4外1筆	134 5.51	6,343,450 422,337	フェンス囲により敷地 侵入阻止畑の一角
土地	222-1	ポンプ室用地	朝倉字田島丙283番 地31	3.92	80,909	売却をして通行部分の み残る
土地	263	旧配水池用地	加賀野井2丁目1番2 24	154	53,900	山間傾斜地フェンス囲 により敷地侵入阻止進 入路なし
土地 建物	269 126-1	旧簡水ポンプ室用地 井戸ポンプ室	長浜字沖野林55 71番1外1筆	273 17.9	2,800,000 363,649	周辺が墓地 フェンス囲無くタンク 内が物置にされている
土地 建物	317 124-4 1	旧簡水水源用地 旧ポンプ室	円行寺字石ヶ淵 1011番11	447 6.27	12,856,739 1,533,811	フェンス囲により 敷地内侵入阻止
土地 建物 土地	333 124-39 337	旧ポンプ室用地 旧ポンプ室 旧配水池用地	針木北1丁目 1103番3 針木北1丁目1889 番149	120.7 11.25 80	1,185,700 94,841 428,400	町内会に移管済 (H15.1.15付)
土地	349	旧配水池用地	瀬戸東3丁目356番	180	504,000	山間傾斜地
土地	358	旧配水池用地	大津字勇仙谷乙311 8番口	66	79,200	現場付近工事中の為確 認できず
土地 建物		合計 合計		3,127.02 164.68	31,789,564 7,448,918	

上記土地及び建物は、主に簡易水道の上水への統合により不要となったものや、上水直結により不要となったものである。山間傾斜地や住宅地から離れた所にあり、宅地としての価値はほとんど見込めないものが多い。さらに地下に、コンクリート施設が埋設されていたり、地上に構築物が存在しているため、売却するためには旧施設の解体をする必要があり、その解体費用が売却価額を上回る可能性が大きいと判断し、現況での維持管理を行っている。

遊休資産を視察し、今後の利用予定を聴取した結果、以下の事項で検討を要する。

管理が不十分なもの

管理状態は概して良好と認められるが、長浜の旧取水ポンプ室用地、旧簡水ポンプ室用地はフェンス等により囲いをしていないために敷地内に廃材が捨てられていたり、ビニールハウスが作られたりしており、適切な管理がされているとは言い難い。

今後の管理について何らかの対策を講じるべきである。

使用許可している資産の管理費用について

本宮町旧ポンプ室は、町内会に使用許可を与えて公民館として無償で貸しているが、施設の運営費用の負担区分について明確に定めていないことから、平成13年度中に利用者の安全のために水道局負担で手摺りを設置する工事（工事金額 341,250 円）を行っている。

これら、公民館の運営費用を水道局が負担することについて、本来は、市ないしは利用者が負担すべきとも考えられ、根拠を明らかにすべきである。

町内会に使用許可している資産について

上記、本宮町旧ポンプ室を町内会に使用許可しているほか、鴨部の旧補助水源用地は土地の賃借契約を町内会と結び無償で貸与しており、その上に町内会が公民館を建設しているが、水道局としては、ともに今後利用計画がない資産であり、保有しておく必要がないと思われる資産である。

現在の利用状況等考慮した場合、市長部局へ移管する等、適切な部署での管理を検討すべきである。

(3) 電話加入権について

電話加入権について以下の事項の検討を要する。

電話加入権の台帳整備について

固定資産台帳に電話番号や回線数の記載がないものがあり、現在の使用回線との照合が困難な状態になっている。早急に台帳の整備を行う必要がある。

休止回線について

水道局が保有している回線のうち休止処理している回線が40回線ある。そのうち36回線は平成9年7月より現在に至るまで休止となっているものである。この休止回線は平成9年7月に電話回線の統合をした際に余剰となったものであるが、今後利用する可能性が全くないとはいえないとして、売却処分ではなく休止処理することにしたものである。事実、当初46回線休止したが、途中で10回線を再使用し、現在36回線の休止となっている。

一方、電話加入権の売却価格は、平成8年7月の新サービス（電話加入料をほぼゼロにするかわりに月額基本料を割り増しにする）の検討方針の発表を契機に下がり始め、水道局において休止処理した平成9年7月には、ほぼ4万円台前半で取り引きされていた。その後携帯電話の普及の影響もあり、平成10年5月には2万円台後半までになった。その後NTTが平成13年11月に総務省に加入料ゼロのかわりに基本料金を割増する新サービスの認可申請をし、平成14年2月に新サービスを開始するころには2万円台前半となり、現在も電話加入権の売却価格は2万円台前半で推移している。（（社）全日本電話取引業協会作成の電話加入権仲値気配推移グラフによる）さらに、最近では、総務省の電話加入権廃止要請の方針が報道されるに至っており、暴落から無価値化へ向かっていることは明らかである。しかし、電話加入権の金額で見れば300万円近い遊休回線を保有する水道局においてこういった情報を全く収集していなかった。

水道局の休止電話回線にかかる電話加入権は、市場価額で見た場合、休止決定後約72万円（2万円×36回線）の含み損が発生しているとみられる。休止処理決定後、電話加入権の暴落という状況にもかかわらず水道局においては、休止回線の処理については全く検討しておらず、適切な時点で処分していれば得ることができた売却代金が日々失われていっている。行政の姿勢の中に不作為による損失の発生は重視しない傾向があるといわれているが、これは明らかに行政の不作為により生じた損失であり、今後の再利用の見込みも含め処分の方針を検討し直すべきである。

なお、水道局の電話加入権に関連し、市長部局の電話加入権及びヨネッ

ツ高知、カルポートの新設に伴う電話回線について調査したところ、重大な事実が判明したが、市全体の問題であり、水道局への指摘事項として記載することは適当ではないため「包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見」に記載した。

(4) 量水器の現物管理について

量水器は、料金課と、総務課において2種類の台帳で管理している。双方の台帳を照合したところ、食い違いが発生していたため、平成14年11月30日付で量水器の現地棚卸をおこなったところ、下記の表のような結果となった。

総務課の台帳(会計上の管理個数)を基準とした現地棚卸差異

品名	規格	帳簿数:A	棚卸数:B	差異:B-A
量水器	13	5,248	5,320	72
	20	2,977	3,444	467
	25	362	453	91
	30	218	261	43
	40	137	150	13
	50	15	19	4
	50	9	33	24
	75	38	12	-26
	75	7	16	9
	150	1	2	1
NS型	13	72	88	16
NS型	20	11	9	-2
NS型	25	13	10	-3
NS型	30	7	1	-6
NS型	40	7	5	-2
NS型	50	7	1	-6
合計		9,129	9,824	695

上記の結果によれば、実数は、料金課の台帳とは一致していたのであるが、総務課の帳簿数量(会計上の数量)より、合計で695個多い結果となった。

量水器については、現物管理は料金課においておこなっており、検定切れ及び中止メーターの引き上げ、修理メーカーへ修理依頼、検定合格メーターの取り付けに際し、入出庫を日々記録し台帳を作成するとともに、総務課に

対し入出庫伝票を送付している。一方、総務課においては料金課より送付される日々の量水器の入出庫伝票を基に台帳を作成し、量水器の数量を管理するとともに、量水器の入出庫に関する会計伝票を起票している。事務処理が手続きに従っておこなわれていれば、両者の元帳は一致するはずのものである。

差異の原因を調査したところ、差異の大部分は平成7年と平成13年に、団地で管理していた量水器、約600を無償で譲り受けたことについて、料金課では受け入れ処理したものの、総務課に対し入庫伝票を送付していなかったことによると見られるが、詳細を究明することは出来なかった。

この差異は、料金課の台帳と、総務課の台帳を照合すれば容易に発見されたものであり、非常に基本的な事務処理手続きが履行されていないため発見が遅れたものである。さらに、2種類の量水器管理台帳を作成する必要性がはっきりせず、いたずらに業務を複雑化している恐れもある。今一度、事務処理の方法を見直しすべきである。

3. 料金の徴収事務に関する事項

(1) 未納料金の徴収停止について

水道局における水道料金の未納処理については、毎月、その月の下旬に一斉給水停止を執行することによって料金の未納防止を図っている。この給水停止に係る一連の手続きが収納係における業務の大宗を占めるが、その他については地区割(23町)で担当している。水道料金(給水料金)の未納処理状況をみると次のとおりである。

過年度未納額に対する収入率(702,822千円 / 738,925千円 × 100)は95.1%で、一見すると高率に見えるが、これは3月分の未納額が含まれるため、未納状態が1年経過後の収入率は5%未満で収入はあまり望めずほとんど時効待ちの状態にある。

未納処理状況調べ

	平成13年度	平成13年度処理額		過年度分 未処理額	平成13年度	平成13年度
	期首未納額	収入額	欠損額		新規未納額	期末未納額
件数	79,133	71,077	1,527	6,529	75,311	81,840
金額	738,925,010	702,822,005	9,543,751	26,559,254	696,953,406	723,512,660

(注) 簡易水道料金を除く。

しかしながら、料金等で履行期限経過後相当の期間を経過してもなお完全にされないもので一定の事由に該当し、これを履行させることが著しく困難

又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる（地方自治法施行令第171条の5）こととなっているが、この徴収停止の事務処理が行われていない。

この徴収停止は、内部的な整理に過ぎず、料金等納付義務の消滅というような効果はないが、事由別に必要な調査を行い、徴収停止、いわゆる棚上げ整理することによってその他の未納に対する効果的な整理に努めるべきである。

（2）水道料金に係る未納整理の期間短縮について

水道局は、高知市全域をA地区とB地区に分けてそれぞれ偶数月と奇数月に検針を実施し、調定、収入、納期限内未納に対する督促、催告、給水停止予告、停水日通知、停水執行（一斉給水停止）について一連の収納体制により実施している。この間の未納整理の状況を平成14年1月、同14年2月の調定（件数）分についてみると次のとおりである。

水道料金の未納整理件数調べ

（単位：件）

調定月	調定件数	督促件数	催告件数	給水停止 予告件数	停水日 通知件数	停水件数
14年 1月	64,295	4,264 (6.63%)	1,421 (2.21%)	986 (1.53%)	524 (0.81%)	291 (0.45%)
14年 2月	54,842	3,646 (6.65%)	1,215 (2.22%)	789 (1.44%)	402 (0.73%)	204 (0.37%)
計	119,137	7,910 (6.64%)	2,636 (2.21%)	1,775 (1.49%)	926 (0.78%)	495 (0.42%)

（注）：（ ）は調定件数に対する各未納整理件数の率

上表でみると各未納整理段階で効果を上げていることが見受けられるが、未納整理の手続き完了までに長期間を要し、とりわけ督促状発送後においても停水執行までに3ヶ月を要している。

時間の経過とともに未納整理の困難性が増すことから、督促状の表面に給水停止のある旨記載し、注意を喚起することによって催告書兼給水お断り予告書とするなど可能な限り、水道料金に係る未納整理の期間短縮について検討する必要がある。

(3) 簡易水道事業における集金事務委託について

水道局は、毎年度、簡易水道事業の水道料金集金について個人（平成13年度集金人5名）と集金事務委託契約を締結している。水道料金は口座振替による収入が大半をしめるが、平成13年2月（A地区 - 偶数月検針）、3月（B地区 - 奇数月検針）における収入方法による取扱件数の割合は次のとおりである。

収入方法による取扱件数調べ

	口座振替収入	納付書納付収入	集金による収入	計
A地区（H14.2）	45,643件 （83.22%）	9,196件 （16.77%）	3件 （0.01%）	54,842件 （100%）
B地区（H14.3）	54,808件 （84.07%）	10,051件 （15.42%）	331件 （0.51%）	65,190件 （100%）
計	100,451件 （83.69%）	19,247件 （16.03%）	334件 （0.28%）	120,032件 （100%）

（注1）水道料金、簡易水道料金を含む全体の水道料金の件数である。

（注2）平成14年2月、3月時点における取扱件数である。

上表のとおり、平成13年度における集金取扱件数334件は全体120,032件の0.28%に過ぎない。平成13年度における集金取扱件数2,449件で、同委託料支払額489,514円である。

しかしながら、これを口座振替手数料1件5円及び納付書払込手数料1件0円と比較すると、集金委託料は1件につき最低113.98円（取扱1件35.07円＋集金1件78.91円）となり、これに取扱件数加算あるいは集金補償金等があり、1件当たりにも多額の費用をかけており適正でない。

口座振替制度が普及している現在、過去における経緯があるとはいえ、簡易水道地域の特定地域に対する特別扱（過剰サービス）には合理的根拠が乏しいことから、口座振替等に移行して集金人による方法については廃止すべきである。

(4) 転居に伴う中止精算について

平成14年8月末に時効が成立した「時効欠損処理結果一覧表」における不納欠損理由をみると、不納欠損件数105件（欠損額1,182,390円）の全件が転居先不明である。このうち39件（37.14%）、86,300円（7.29%）が転居に伴う給水中止によるものである。金額的には少額で、不納欠損額に

占めるその割合も少ない(大口欠損額3件85万円が含まれている。)が、件数的には37%と相当高い割合である。

このように転居に伴う給水中止が転居先不明となる原因の一つであるが、水道局においては転居に伴う現場精算については、全く精算しないわけではないが、制度としては実施していない。

転居による給水中止による未納額については転居先不明となるものが多く、最終的には時効による不納欠損となることから未納発生の防止、更には不納欠損の防止・縮小のために現場精算の実施について検討する必要性がある。

4. 契約事務に関する事項

(1) 水道メーターの修理契約について

水道局は、水道メーターを再使用するため前半、後半の2回に分けて指名競争入札によって、次のとおり、水道メーターの修理契約を行っている。

項目	前半のメーター修理契約	後半のメーター修理契約
契約年月日	平成13.5.28	平成13.11.30
契約の相手	愛知時計電機(株)	東洋計器(株)
契約金額	7,329,315円	5,447,715円
契約数量	4,304個	4,058個
納期限	平成13.6.27 平成13.8.28 平成13.10.26	平成13.12.26 平成14.2.26
備考	入札参加者8社	入札参加者9社

また、上記のように指名競争入札する一方で、次のとおり、ほぼ同時期に、数量、金額も近い同一条件で(株)コーケンと特命随意契約を締結している。なお、修繕単価は指名競争入札の単価とする、としている。

項目	前半のメーター修理契約	後半のメーター修理契約
契約年月日	平成13.5.30	平成13.11.27
契約金額	8,284,542円	5,447,610円
契約数量	4,853個	4,058個
納期限	平成13.6.28 平成13.8.29 平成13.10.29	平成13.12.27 平成14.2.27

この契約における特命理由として次の理由を挙げている。

量水器を地元で修理可能な唯一の企業であること。

これまでの実績から信頼できる契約相手であること。

障害者の自立更正を目的とした雇用を促進している企業法人であり、政策として地元企業の育成と障害者にも就業の機会を広げるといった目的を実現するため地方自治法施行令第167条の2第1項2号により単価による随意契約を締結する。

しかしながら、その理由として挙げていることについては、次のとおり、「政策としての地元企業の育成とある」が、(株)コーケンが高知市内の企業ではない。さらに「障害者にも就業の機会を広げるとしている」が、指名競争入札による修繕契約においても(社福)鶴足津福祉会高瀬荘の社会福祉法人も入札していることから当該企業を特別扱いする理由は見当たらない。

地方自治法施行令第167条の2第1項2号の規定は、「...(略)...物品の製造、修理、加工又は...(略)...その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき。」の適用であり、一方で全く同一案件について指名競争入札を実施していることは相互に矛盾するものである。

以上のことから特命による随意契約は適正でない。

平成13年度中に発生する17,265個の水道メーターの修理を折半して一方を特命による随意的修繕契約で行っているが、このような契約は特命する理由に乏しく、相互に矛盾することから指名競争入札等によって契約をするべきである。

(2) 契約事務の効率化・簡素化について

平成13年度旭浄水場費、針木浄水場費、高台地区給水管理費及び簡水管理費における委託料のうち浄水場等関係施設内敷地美化作業委託(19件、20,810,789円)及び配水池・ろ過池等清掃業務委託(20件、18,058,680円)についてみると、指名競争入札による契約は1件(契約額:575,841円)のみで、その他は全て随意契約である。このうち11件(契約総額:31,032,538円)が特命随意契約で、27件(契約総額:7,261,090円)が3社による見積り競争による随意契約である。なお、この27件のうち21件(6,014,190円)については(有)藤原工業との契約である。

ところで、見積り合せによって随意契約をすることができる場合は委託の場合は50万円未満(高知市契約事務規則第30条第6号)で、随意契約27件の1件当たりの平均契約額268,929円であることから、何れも、個々の契約額でみる限り、2社以上から見積書を徴することによって随意契約をすることができるものである。

しかしながら、随意契約27件についてそれぞれ個々の契約内容をみると単に敷地内の草刈あるいは除草作業(12件)及び配水池・ろ過池等清掃業務(15件)の二つの業務

に集約することができるが、このように二つの業務のそれぞれを箇所別に分割して少額契約することは諸経費等経費の増加及び契約事務の増大をもたらすことから妥当でない。

草刈等美化作業及び配水池等清掃についてそれぞれ地域別、季節別に集約化することによって指名競争入札を行い、もって契約事務の効率化・簡素化に努めるとともに経費の節減を図るべきである。

(3) 委託契約における諸経費率等積算について

委託契約に当たっては委託料計算書において諸経費を算定しているが、諸経費率の計算書表示の率とその適用状況は次のとおりである。

委託契約の積算における諸経費率調べ

(単位：円)

委託契約名	委託契約額	委託料計算書における諸経費率		備 考
		計算書表示率	計算書適用率	
旭浄水場各種作業委託	3,638,450	10%	10% (307,440)	諸経費とは別に一般管理費 10%計上
針木浄水場庁舎清掃作業等業務委託	12,553,797	10%	10% (985,120)	諸経費とは別に一般管理費 10%計上
針木浄水場運動公園管理業務委託	1,112,571	10%以内	2.16% (23,000)	
旭浄水場緩速ろ過池砂ろ過砂剥ぎ取り等作業委託	2,202,238	10%以内	剥 9.68% (139,842) 補砂 9.84% (84,796)	
旭浄水場草刈作業委託	348,705	30%以内	29.68% (92,700)	
朝倉配水所他除草作業委託	96,390	30%以内	29.93%	
針木浄水場ろ過池等清掃作業委託	10,663,275	30%以内	19.30% (1,673,400)	普・作業員 15,700 × 0.85 = 13,300 適用
針木浄水場運動公園グラウンド除草委託	274,081	30%以内	19.95% (56,400)	
大津配水池除草等作業委託	235,302	30%以内	29.88% (57,288)	

委託契約名	委託契約額	委託料計算書における諸経費率		備 考
		計算書表示率	計算書適用率	
みませ調整池除草作業委託	973,362	30%以内	29.95% (237,427)	
針木浄水場内維持管理業務委託	8,766,450	10%以内	3.13% (269,964)	普・作業員 15,700 × 0.85 = 13,300 軽・作業員 12,200 × 0.85 = 10,300 適用
旭浄水場ろ過砂洗砂作業委託	856,170	30%以内	29.97% (208,920)	
水道山公園他草刈作業委託	3,110,940	30%以内	29.96% (758,866)	
旭浄水場生成次亜設備電極洗い委託	466,200	20%以内	9.83% (111,720)	
一宮低地配水池清掃作業委託	575,841	20%以内	19.88% (112,262)	普・作業員 15,700 × 0.65 = 10,205 適用
高地区給水施設敷地内美化作業 n o 3 (給水課草刈委託の1事例)	199,500	28.52% 以内	27.97% (45,690)	厚生省積算基準を準用
鶴来巢簡易水道配水地清掃委託(給水課配水池等清掃委託の1事例)	183,750	40%以内	39.58% (51,896)	水道局における小規模工事の諸経費率を準用

(注) (給水課の事例)を除き浄水課の事例である。

()内は金額

上表により計算書の諸経費表示率をみると、一部を除き、個々の積算書上それぞれ10・20・30・40%以内としている。

しかしながら、それぞれの諸経費率の適用において委託金額、委託内容あるいは業種等による明確な基準もなく、諸経費率適用について一定の法則性がない。

端数整理上の都合からか積算書上諸経費率10・20・30%以内としているが、その実際の適用においては10%以内として2.16%(運動公園管理業務)、3.13%(場内維持管理業務)の適用、20%以内として16.55%(生成次亜設備電極洗い)、16.58%(低地配水池清掃)の適用、30%以内として19.30%(ろ過池等清

掃) 19.95% (運動公園グランド除草) の適用のものもあり、諸経費率適用に大幅な柔軟性を持たせている。

給水課と浄水課とでは同様業務について、例えば、配水池清掃に給水課は小規模工事の諸経費率を適用するなど異なっている。

諸経費率とは別に人件費単価基準を一定率下げている契約(ろ過池等清掃、場内維持管理業務、配水池清掃 - 表の備考欄参照)と下げているものがある。

上記のように、諸経費率の適用等が柔軟性を有しているが、このことは諸経費率等によって安易かつ恣意的に委託額が調整、操作され易くなることから適正でない。

諸経費率の適用内容は契約額の積算に当たっては金額に大きな影響を及ぼすことから、水道局において委託契約における諸経費率等積算について公正妥当な統一的基準を設けるべきである。

(4) 植木剪定作業委託契約における仕様書等附属図書について

水道局は、旭浄水場等植木剪定作業について指名競争入札(6社指名 - 予定価格(含・消費税)1,214,850)によって委託業務契約((有)宮田土木、契約金額997,500円、契約期間13.6.7~13.7.6)を締結している。当該委託契約の植木剪定作業内容をその仕様書でみると、次のとおりである。

概要 - 旭浄水場・鏡川第1取水所・一宮送水所・東部高地区配水池に植栽している樹木を剪定する作業

委託名 - 旭浄水場等剪定作業委託業務

場所 - 高知市旭天神町184番地(旭浄水場)、高知市本宮町字東川原281番地1(鏡川第1取水所)、高知市一宮北路3078番地(一宮送水所)、高知市一ノ宮字妙寺ヶ端4822番地3他(東部高地区配水池)

工期 - 平成13年6月7日から平成13年7月6日の30日間とする。

注意事項 - 剪定樹木は水処理施設周辺、危険な場所、急勾配な法面等に植栽しており、作業は安全に遂行すること。又、構内での衛生管理については十分に注意すること。とされており、委託名、工期等契約書と重複する部分もある。

しかしながら、植栽されている樹木の種類、植栽位置、本数等について委託業務及び完了検査に必要な事項が明示されておらず、設計書においても高木、低・中木(本数)、寄植低・中木・高木(面積)の区分で積算しているが、樹木の種類の表示がなく、平面図での樹木表示もなく、かつ樹木台帳による本数確認も行っていないのは適正でない。

契約書を補完する仕様書は業務内容を明確にするために、また、完了検査は契約書及

び仕様書に基づいて行われるため重要であることから、樹木の種類・所在位置を図示するなど業務内容の詳細を明確にして契約すべきである。

(5) 単価契約の契約期間について

水道局は旭・針木浄水場で使用する薬品等物品購入について単価契約によって薬品等の供給を受けている。平成13年度における契約期間は何れも平成13年6月1日から平成14年5月31日とし、翌年度にまたがる単価供給期間を設定している。

これら単価契約における購入物品名、契約単価、仕様書上の期間内使用見込量及び1ヶ月使用予定量、並びに当該契約の購入実績は次のとおりである。

(表) 単価契約状況調べ

購入物品名	契約単価	仕様書における使用見込量		購入量(b)、購入率 ((b)/(a) × 100) 購入金額
		期間内使用見込 量(a)	1ヶ月使用予定量	
ポリ塩化アルミニウム	18,900円 (単位: kg)	約420,000 kg	35,000 kg	146,650 kg (34.9%) 2,771,685円
液体塩素	133円 (単位: kg)	1t ボンベ約12本 (12,000 kg)	約1本 (1,000 kg)	12,000 kg (100%) 1,596,000円
アロンクリン	34円 (単位: kg)	約20,000 kg	約1,500 kg	8,730 kg (43.7%) 296,820円
硫酸バンド1	16,800円 (単位: kg)	約40,000 kg	約3,300 kg	26,820 kg (67.1%) 450,576円
苛性ソーダ (液体48%)	53円 (単位: kg)	約15,000 kg	約1,200 kg	15,885 kg (106.0%) 841,905円
苛性ソーダ (液体20%)	88円 (単位: kg)	約15,000 kg	約1,200 kg	記録なし
ナクロスーパー	2,820円 (単位: 缶)	約1,300 缶	約100 缶	641 缶 (49.3%) 1,807,620円
原塩	24,500円 (単位: t)	40 t 位		30 t (75.0%) 735,000円

(注): 原塩のみ随意契約で、その他は指名競争入札による。

ところで、水道局はこれらの単価契約を単に購入物品の単価のみを定めるといふ、い

いわゆる「基本契約」と称される契約であって、予算の執行とは直接関係ない契約として年度をまたがる契約を締結しているものである。

しかしながら、契約締結に係る決裁書において期間内購入予定額として平成13年度予算額が明示され、当年度予算額での執行について意思決定がされている。

仕様書において契約期間内使用見込量、月単位使用見込量が明示され、翌年度4・5月の使用も当然に見込まれている。従って、単に単価のみを定める基本契約ではなく翌年度においても予算の執行を伴う債権債務を発生させる契約である。

いわゆる「基本契約」とは当事者間に直接債権債務関係を発生させない紳士協定的意味をもつものと思われるが、「基本契約」と称して年度をまたがって単価契約を締結するだけの実務のうえで能率性、効率性等特段の利点も認められないことから年度をまたがる単価契約は適正でない。

これら単価契約は契約即支出負担行為ではないが、月単位使用見込量が明示されていることから不確定ながら翌年度における債務の約束ということができ、また、契約締結に係る決裁書において13年度予算額と明示されていることから単価供給契約として年度内の契約期間とすべきである。

(6) 指名競争入札に当たっての業者指名について

給水配水管の漏水調査について3地域の3分割の委託契約によって実施している(別項6-(4)で指摘)。これら委託契約に当たっては指名競争入札によって行っているが何れも日進設備工業(株)が落札している。入札経過についてみると、次のとおりである。

漏水調査 1 委託業務契約(H13.6.19~13.9.16)

指名競争入札参加業者8社の予定価格(10,060千円)に対する入札率は98.40%~94.43%である。

漏水調査 2 委託業務契約(H13.10.3~13.12.11)

指名競争入札参加業者6社の予定価格(9,030千円)に対する入札率は99.66%~94.13%である。

漏水調査 3 委託業務契約(H13.12.27~14.3.11)

指名競争入札参加業者6社の予定価格(9,080千円)に対する入札率は99.11%~93.61%である。

漏水調査 1から 3までの指名競争入札に当たって指名の状況をみると3回全て指名されているのは日進設備工業(株)のみで、2回がF地中情報(株)で、その他15

社は1回限りの指名であり、公平な業者指名とはなっていない。

指名競争入札の業者指名に当たっては公平性を担保できる妥当な業者指名を行うべきである。

(7) 排水処理施設の維持管理業務委託契約について

針木・旭浄水場排水処理施設の運転及び設備の維持管理業務について石垣メンテナンス(株)と特命随意契約によって委託契約(契約額 15,207,150 円、契約期間 13.4.1 ~ 14.3.31)を締結している。

当該委託業務の中心は浄水過程で発生する汚泥を処理するための脱水機の運転及び維持管理である。針木浄水場排水処理施設についてみると、現在、加圧脱水機1台が設置されているが、当該建屋等施設設備は同浄水場の将来の浄水処理水量(12.3万t/日)に対応するため3台の脱水機を設置できるように計画・整備されている。

現在、針木浄水場の浄水処理水量は12.3万t/日である。従来、鏡川の表流水を原水として使用していたところ、平成12年に仁淀川取水補完調査によって仁淀川の伏流水(河床より10m下から取水)を原水として利用するようになった。このことにより平成13年夏から汚泥処理量、脱水ケーキ量及び脱水機の稼働が大幅に減少している。

平成13年度 汚泥処理・脱水ケーキ量・脱水機稼働状況

平成13年度	汚泥処理量 ()	脱水ケーキ量 (t)	脱水機稼働状況 (バッチ)
4月	271	26.31	128
5月	271	24.04	117
6月	244	21.16	108
7月	262	20.33	108
8月	116	7.91	44
9月	99	6.96	39
10月	184	12.99	72
11月	233	9.35	73
12月	137	5.61	42
1月	152	5.70	57
2月	35	3.11	15
3月	35	1.62	12
計	2,039	145.09	815

(注): バッチ/サイクル時間 45分

なお、平成14年度においては4月に脱水機は132バッチ(汚泥処理317、脱水ケーキ16.43t)があったのみで5月から7月まで全く稼動していない。しかしながら、平成14年度における排水処理施設の運転及び設備の維持管理業務委託契約は前年度と同様特命随意契約で石垣メンテナンス(株)と契約している。

上記のとおり、平成13年度中に原水の取水を鏡川の表流水から仁淀川の伏流水に変更したことに伴い、脱水機の稼動状況の減少は十分に見込めるにもかかわらず、排水処理量の総量が年々増加していることを理由に前年度と同様な内容(契約額:15,207,150円)になっているのは適切でない。

排水処理施設の運転管理等業務委託契約に当たっては業務量の変化等に留意し、稼動状況に見合った積算をすることによって契約すべきである。

また、今後の排水処理施設・設備増設計画に当たっては土砂等の発生量を十分に勘案して実施する必要がある。

(8) 脱水ケーキの運搬作業の委託費について

水道局は、排水処理施設から発生する脱水ケーキの運搬作業については針木浄水場庁舎等作業の一部(905,960円)として委託契約(契約額:12,553,797円、契約期間:13.4.1~14.3.31、受託者:(社)部落解放高知市労働事業協会)をしている。当該委託契約において脱水ケーキ運搬に関する事項をその仕様書でみると、次のとおりである。

脱水ケーキの運搬については職員の指示による年間360t程度の量を運搬するものとする。

甲(高知市)は脱水ケーキ搬出の都度、マニフェストに必要事項を記入し、乙(受託者)に交付するものとする。乙は、このマニフェストを脱水ケーキとともに甲の指定する処理場へ回付しなければならない。

運搬・引渡しの報告等については、マニフェストによって取り扱うものとする。

しかしながら、平成13年度における年間の作業報告書(日報)をみても脱水ケーキ運搬の運搬記録はなく、当該浄水場からのマニフェスト交付もないにもかかわらず運搬実績を認めて、脱水ケーキ運搬業務に係る委託料を支払っている。

作業報告書の実態に即して委託料の支払いを行うとともに、庁舎の清掃業務と脱水ケーキ運搬とは業務の性質が異なるため、業務上の経済性、効率性等の有利性は特段認められないことから別契約として単価契約等実績に基づく契約とすべきである。

(9) 小規模工事の契約事務について

高知市小規模工事実施事務要領は、1件130万円以下の小規模工事の施工にあたって、

工事課長が工事仕様書兼請負契約要求決議書を作成し、予算課長が工事の執行と請負契約事務処理を行うこと

緊急を要する工事等で工事仕様書を作成するいとまがないときは小規模工事発注何により事前に工事の施工について決定すること

業者の選定にあたっては、業者の選定のため各課ごと3人以上の職員による業者選定委員会を設置すること

業者の選定はなるべく2以上の業者を選定すること

選定業者から見積書を徴すること

特殊工事、緊急を要する工事等、1業者に特命発注しなければならない場合については、その理由等を明記した理由書を添付すること

等を定めている。

工事の事務手続きが規程通りに行われているか確認したところ、コンピュータ内に残っている工事仕様書兼請負契約要求決議書の作成日データが、決裁日より後の日付となっていた。

その理由を調査したところ、通常の小規模工事の場合、工事場所の近隣業者の中から工事成績、当該工事についての技術的特性等を考慮した上で業者を選定し口頭で発注している。工事が完成した時点で遡って、設計書と工事施工決定を兼ねた工事仕様書兼請負契約要求決議書を作成していた。

また、漏水、断水等の緊急を要する小規模工事の場合は、常時5業者ほどが緊急の場合に備えて自主的に待機しているので、通報があったときに待機している業者に工事させており、工事発注後に書類を作成している。

このような工事の発注手続きは、緊急を要する場合については、一定やむを得ない部分もあるが、通常の小規模工事においては、適正とは認めがたく、規程通りの発注手続きを遵守すべきである。

5. 工事の実施に関する事項

(1) 設計・積算を誤っているものについて

都計道路新月橋通り線配水管布設工事(請負金額2,828万1,750円 工期 平成12年2月2日~平成13年10月2日)は、県施工のV S側溝工事との関連で布設深度の変更を要するため設計変更を行っている。

このうち、土工における建設副産物運搬工(2tダンプ バックホウ 0.1 m³ 積込 L=6.5 km

以下 DID 区間 有)および建設副産物処分料(AS)において原設計 21 m³ から 17 m³ とすべきところ、いずれも誤って 17 m³ (運搬工 単価 4,126 円 処分料 単価 3,500 円)と過少の積算となっている。

設計・積算に当たり慎重に行われたい。

高須東部配水管移設工事(請負金額 2722 万 8,600 円 工期 平成 12 年 12 月 16 日～平成 13 年 5 月 31 日)は、県施工の道路改良工事との関連で既設配水管の移設を要するため設計変更を行っている。

このうち、共通仮設費(安全費)の交通整理員において、昼間交通整理員(単価 9,000 円)は、当初設計 45 人を 24 人とすべきところ 42 人と過大な積算、夜間交通整理員(単価 13,500 円)は、42 人とすべきところ 24 人と過少の積算となっている。

設計・積算に当たり慎重に行われたい。

(2) 設計変更に伴う工費内訳書について

工費内訳書について、高知市工事請負規則第 2 条第 1 項に「請負人は、請負契約の日から 5 日以内に、工費内訳書を提出しなければならない」、また同条第 2 項に「監督員は、工費内訳書に不相当であると認めるものがあるときは、期日を定めてこれを訂正させることができる。この場合請負人がこれに応じないときは、市長の認定により訂正する」と定めている。また、工事請負契約書の約定にも「契約締結後 5 日以内に設計図書に基づいて請負代金内訳書を作成し提出しなければならない」と示され、更に、高知市工事請負執行要綱第 11 条に、「工事課長は、工事請負規則第 2 条および第 3 条の規定により請負人から提出された工事費内訳明細書の適否を審査し、これを管財契約課長に送付しなければならない」と規定している。

しかしながら、浄水課を除き、配水課及び給水課においては、設計変更に伴う工事変更請負契約については、工費内訳書の提出は求めている。

工費内訳書の法的性格が、承認型であるか提出型であるかによって工費内訳書の軽重が仮にあるとしても、職権補正を律している以上設計変更についても工費内訳書を提出させることが妥当と解されるので、検討されたい。

(3) 設計工事内訳表と請負人の工事内訳明細書について

朝倉送水本管 1200 移設工事(請負金額 5 億 7504 万 5,100 円 工期 平成 12 年 8 月 5 日～平成 13 年 10 月 31 日)は、県河川改修工事に伴う送水本管の移設を行うものである。

このうち、共通仮設費上積分及び共通仮設費率分に係る設計工事内訳表と請負人の工事費内訳明細書に、次のとおり著しく差異が認められた。

共通仮設費上積分(安全費)

設計内訳 1,287万円

請負内訳 270万円(一式)

(交通整理員 昼間 単価 9,000円 夜間 単価 13,500円)

共通仮設率分

設計内訳 21,738,476円

請負内訳 43,250,000円(一式)

これは、高知市工事請負規則及び高知市工事請負執行要綱に定める工事内訳明細書の適否の審査を的確におこなわなかったためであり、適正でない。

(4) 設計工事内訳書と請負人の工事費内訳書について

針木浄水場ITV設備更新工事(請負金額7,980万円:工期平成13年7月7日~平成14年1月2日)は、ITV設備の機能劣化による映像監視に障害が発生したため、設備更新を行ったものである。

このうち、設備更新工における労務費の設計内訳と請負人の工事費内訳との間に次のとおり著しく差異が認められた。

工場派遣作業員

設計内訳 43人 単価 23,100円

請負内訳 25人 単価 50,000円

電工

設計内訳 432人 単価 16,900円

請負内訳 40人 単価 20,000円

これは、高知市工事請負規則及び高知市工事請負執行要綱に定める工事費内訳書の適否の審査が不適切であった。

(5) 設計変更後の材料検査を行っていないものについて

潮江西部土地区画整理事業区域内配水管移設工事(請負金額886万3,050円 工期平成13年9月27日~平成14年1月24日)は、区画整理事業との関連から既設管との連絡および雨水管布設工事の遅延のため下水人孔を異形管による設計変更を平成13年11月28日に行っている。

しかしながら、この設計変更に伴う資材M形D小曲管 75×45°(離脱防止金具付)12個(単価1万円)の他28品目の材料検査が行われていないのは、適正でない。

高知駅周辺土地区画整理事業内配水管移設N0.2工事(請負金額11,062,800円 工期平成13年10月13日~平成14年3月11日)は、先行布設の下水道管及び人孔を迂回して布設したため異形管(曲管等)と継手の増に伴う布設工事の設計変更を平成14年1月30日に行っている。

しかしながら、この設計変更に伴う資材K形DIP曲管 200×45° 18個(単価 23,810円)の他43品目の材料検査が行われていないのは、適正でない。

介良 150配水管移設工事(請負金額 8,166,900円 工期 平成13年11月23日～平成14年2月20日)は、下水道工事との関連から配水管移設の施工延長を要するため設計変更を平成14年1月15日に行っている。

しかしながら、この設計変更に伴う資材K形DIP・E-3直管 150×5.00(内面粉体塗装管 増2本 単価 30,300円)の他24品目の材料検査が行われていないのは、適正でない。

国道32号線配水管移設工事(請負金額 12,159,000円 工期 平成13年12月29日～平成14年5月27日)は、国土交通省の電線共同溝工事との関連から連絡工法の変更を要するため設計変更を平成14年3月4日に行っている。

しかしながら、この設計変更に伴う資材仕切弁S型 200(2個増 単価 105,000円)の他20品目の材料検査が行われていないのは、適正でない。

(6) 材料検査の時期が適切でないものについて

城山町配水管移設工事(請負金額 2,961,000円 工期 平成14年1月17日～平成14年4月8日)は、下水道工事との関連から施工延長の短縮および新規延長を要するため設計変更(工期延伸8日)を平成14年3月18日に行っている。

しかしながら、事業繰越に基づく変更契約は、4月2日に締結しているが、設計変更に伴う資材R形HIVP直管 100×5.00(3本 単価 8,480円)の他8品目の材料検査は、その前日の4月1日に行っているのは、適切でない。

(7) 工事成績評定結果について検討すべきものについて

高知市工事成績評定実施要綱は、高知市請負工事検査実施要綱(以下「検査要綱」という)第10条の規定による工事成績の評定の実施について必要な事項を定め、その主な事項は次のとおりである。

評定の対象となる工事は、検査要綱により検査を行うこととされている工事のうち1件の請負対象金額が130万円以上の工事とする(第3条)。

評定者は、下記のとおり(第4条)。

第一次評定者 工事監督員

第二次評定者 工事課長、係長又は4級以上の技術吏員

第三次評定者 出来高検査を行った職員

最終評定者 完成検査を行った職員

評定項目(配点)は、下記のとおり(第4条第1項)。

施行技術と出来ばえ	工事の進捗状況	仕事に対する態度等
施工環境への対応	提出書類の内容の良否	

総合評価(評定項目の配点の合計)は、下記のとおり(第4条第2項)。

A(優秀)	90点以上
B(優良)	80~89点
C(普通)	70~79点
D(やや不良)	60~69点
E(不良)	50~59点
F(不合格)	49点以下

以上の評定結果の総合評価に基づき、低成績業者の措置については、基準として「工事等低成績業者に対する指名停止措置要綱の運用について」(以下「運用基準」という。)を下記のとおり定めている。

事情聴取の対象は、原則として、工事について総合評定点63点以下とする。

指名停止等の措置として、

総合評価Dランク(やや不良)については、警告又は注意とする。ただし、事例によっては、直近の指名不選定1回又は1カ月間の指名不選定とする。

Eランク(不良)については、指名停止1カ月~3カ月。

以下省略

ところで、平成13年度における成績評定対象工事について実査したところ、工事件数177件のうち、「やや不良」16件、「不良」1件、「未実施」1件であったが、「やや不良」の16件は、いずれも64点以上であり、事情聴取は行っていない。

これは、上記運用基準が、63点以下としていることによるものであるが、総合評定点64点から69点については、総合評定としては「やや不良」の範疇としていながら、事情聴取を宥恕とする合理的理由は、極めて乏しい。

良質な工事施工の確保並びに工事請負業者の適正な選定及び指導育成を図るうえからも運用基準の見直しを行うべきである。

(8) 設計変更の減少に努めるべきものについて

平成13年度における請負金額130万円以上の配水管敷設・移設工事(平成14年3月31日:現在 工事施工調)は、144件であり、全ての工事が設計変更を行っている。

設計変更の内容について分類してみると、凡そ 関係部署との調整に起因するもの 事前の現地調査に起因するもの 施行条件の変更によるもの 変更の根拠・理由が明確に示されていないものなどである。

工事の実施に当たっては、事前の現地調査や関係部署との協議・連絡調整等に日時を要したり、着工後、水道管の敷設・移設を内容とする工事であるだけに当初から予測し得ない原因・理由により設計変更を余儀なくされる例が見受けられた。しかしながら、県道のアスファルトコンクリート舗装厚(15cm)が当初の想定(10cm)より厚かったとして設計変更しているもの、既設配水管が当初想定的位置をことにしているとして設計変更を行っている事例なども見受けられた。更に、設計変更が行われた工事は、請負金額の増額となる割合が63%と高く、設計変更により工期の延伸、工事関係事務の負担増、事業費(コスト)の増額に及ぶ結果となっている。

設計に当たっては、極力事前の関係部署との調整や、的確な現地調査を行うことにより精度の高い設計を目指し、この種の設計変更を縮減することができるものと認められる。

工事の計画・設計・施工の過程を通して安易に流れることのないよう関係部署の調整や現地調査などを効果的に行い、事業の経済性・効率性の確保をするうえからも設計変更の減少に努めるべきである。

6. 漏水処理に関する事項

(1) 給水装置及び受水槽以下の装置の管理義務等について

水道局においては給水装置及び受水槽以下の装置に係る漏水調査を「給水装置調査依頼書」によって職員を現地に派遣して実施し(平成13年8月末受付件数571件 調査結果:漏水(有)件数376件、漏水(無)件数195件)、当該費用を局の負担としている。また、調査結果に基づく漏水量についても「漏水による料金軽減基準要綱」によって水道料金の減額対象とするなど、利用者(所有者、設置者)に手厚いサービスを行っている。

しかしながら、給水装置については利用者の私有財産であって利用者は善良な管理者の注意義務をもって管理(給水条例第20条)する必要がある、また、受水槽以下については簡易専用水道であって当然に当該設置者が管理(水道法第3条第7項、同34条の2第1項)すべきものである。漏水防止のためにある程度のサービスによる局負担は認められるとしても、特定の利用者に対する過剰なサービスは他の一般の利用者(所有者、設置者)に水道料金として転嫁されることとなることから妥当性を欠くものである。

公平の観点から、市の広報等を通じるなど給水装置の管理義務及び受水槽以下装置の維持管理義務について具体的な内容をもって説明するなど利用者(所有者、設置者)が

理解し易い方法によってPR活動に努め、市民の理解を求めるべきである。

(2) 給水装置内・受水タンク以下の漏水に対する料金軽減について

水道局は、高知市給水条例(以下「条例」という。)第32条に基づき「漏水による料金軽減基準要綱」(平成8.10.1決定、以下「要綱」という。)を定め、料金軽減対象とする漏水を「メーターから給水栓までにおいて給水装置内及びタンク以下の装置の損傷に起因する流出水をいう。」と定義している。この要綱による水道料金の軽減内容は概ね次のとおりである。

軽減率

- (a)直送方式(給水装置) = 40% - 60% - 100%、
- (b)タンク式給水方式 = 40% - 60% - 100%、
- (c)特殊給水器具本体 = 40% - 60%

認定水量の算出基準

計量水量 - {(計量水量 - 推定使用量) × 軽減率} = 認定水量

メーターボックス内から内栓バルブまでの漏水は推定使用水量(前回、前々回又は前年同期の使用量等を考慮して決定する。)を認定水量とする。

漏水量に応じての限度認定水量 2倍

平成13年度における要綱に基づく漏水減額の一部事例(4・5・8・3月の水道料金等減額申請書による漏水による減額事例から抽出したもの。)を示すと下記の表のとおりである。

しかしながら、給水装置は、私有財産であり、給水装置の設置及び維持管理はその使用者又は所有者等が行うことになっており、維持管理については水道使用者等に漏水等に対する管理上の責任が定められ(条例第20条)必要な措置をした者に漏水による減額が認められている(条例施行規程第27条)。一方、受水タンク(槽)(10を超るもの)以下の装置については水道法で簡易専用水道とされ、簡易専用水道の設置者は、厚生省令で定める基準に従いその水道を管理しなければならないとしている(水道法第34条の2第2項)。

従って、給水装置についてはある程度自然漏水等による減額を認めることの必要性は認められるが太陽熱温水器等特殊給水器具に起因する漏水は管理責任範囲のものであり、とりわけタンク以下の簡易専用水道については元々設置者に管理責任があり、水道使用者等の管理上の責任(条例第20条)の対象となっていないにもかかわらず減額の対象とすることは適正でない。

要綱は、「公益上その他特別の理由があると認めるときは」として軽減免除することができるとして条例第32条に根拠を置いているが、当該軽減が一般的に適用されること

から特段公益上の理由があるとは認められず、本来、条例、規則等の法体系からみると高知市給水条例第 20 条（水道使用者等の管理上の責任）、高知市給水条例施行規程第 27 条（漏水による料金の軽減）に根拠を置くべきものである。このような観点から給水装置内及びタンク以下の漏水に対する水道料金の軽減措置について見直しを行うべきである。

平成 13 年度における漏水減額状況調べ（一部抽出）

給水番号	漏水箇所・修理内容	減額更正理由	減量水量 ()	料金減額 (円)
1129782	屋外散水栓用給水管破損・破損修理	タンク以下地下漏水	627	117,844
1078186	屋内埋設給湯管破損・給湯管修理	特殊給水器具関連箇所漏水	400	130,620
1023585	地下埋設管破損・給水管露出引直し	タンク以下地下漏水	792	258,627
6065000	高架タンク立ち上がり付近・給水管修理	特殊給水器具給水部漏水	370	120,823
1075308	厨房給水管破損・給水管引替え	その他の漏水	910	297,160
1104974	屋内土間給水管破損・経路変更	その他地下漏水	24	7,837
1108559	給水管破損・給水管引替え	その他地下漏水	784	125,126
5093492	受水層ボールタップ・ボールタップ取替え	受水層ボールタップ漏水	584	190,705
1001760	受水層ボールタップ・ボールタップ取替え	受水層ボールタップ漏水	449	146,622
1069902	受水槽ボールタップ・破損修理	受水槽ボールタップ漏水	2,598	848,376
1072947	受水槽ボールタップ・故障修理	受水槽ボールタップ漏水	902	283,862
1050506	トイレボールタップ・不良品取替え	タンク以下特殊給水器具 その他漏水	40	6,666
1105782	トイレボールタップ・ボールタップ故障 修理	タンク以下その他ボール タップ漏水	39	9,542
1068443	トイレボールタップ・器具取替え	特殊給水器具その他漏水	14	2,235
3094730	トイレボールタップ・ボールタップ調整等	その他ボールタップ漏水	18	3,384
1053613	太陽熱温水器・ボールタップ取替え	その他漏水	10	1,596
1106918	太陽熱温水器・ボールタップ取替え	その他漏水	122	31,812
8109022	太陽熱温水器貯湯槽・継手亀裂部修理	その他漏水	13	2,615
1123191	給湯器以下 2 次側・修理	地下漏水	4 5	10,670
1127149	太陽熱温水器・ボールタップ等交換	特殊給水器具本体漏水	25	6,117

* この表における減額総額 2,602,239 円

(3) 宅内漏水調査に伴う掘削工事の費用負担について

水道局は宅地内の漏水調査に伴って掘削を必要とするものについては小規模工事として「宅内漏水調査に伴う掘削工事」(平成13年度契約件数：40件(対象戸数94戸) 総契約額：4,126,500円、1戸平均：43,897円)を実施し、当該工事の全額を水道局が負担している。

しかしながら、宅地内の給水装置は私有財産であり給水装置の設置及び維持管理はその使用者又は所有者等が行うことになっていることから当該工事費用を水道局が負担することは公平の観点から適正でない。

当該宅内漏水調査に伴う掘削工事費用は、当然に給水原価に転嫁され、水道料金に反映され一般の利用者にも影響を及ぼすことから給水装置の所有者等に当該工事費用の負担をさせるべきである。

(4) 効率的な漏水防止の体制の整備について

水道局は、給配水管(公道部分)総延長(約1,000km)の約半分を年3回に分割して委託によって漏水調査を実施している。いずれも日進設備工業(株)が落札して委託契約(総契約額：27,825,000円、総調査管路延長：486.20km)を締結している。

これら契約書の仕様書によると漏水調査報告書及び漏水位置図についてはそれぞれの地区の調査終了時に提出することとされ、大量の漏水及び地上漏水を発見した場合にはその都度速やかに漏水報告書を提出しなければならないとされている。箇所別に記載される漏水調査報告書は直接担当者に提出されるが、提出年月日の記録もなく、收受印もなく、修繕担当係への回付年月日も把握されていない状況にある。

漏水調査は水道水が無駄なく消費されるよう給配水管の漏水防止を図るために実施するものであるが、漏水が発見されると修理・修繕されない限り、漏水は継続する。一定の期間を要する地区調査終了(約1ヶ月)後あるいは全体の調査完了(約3ヶ月)後に漏水調査報告書を提出するのでは相当長期間漏水を看過・放置することとなることから、大量漏水、地上漏水を問わず、漏水発見については即時の報告、修繕対応が必要である。即ち、調査委託 漏水発見 即時の報告 收受管理 修繕工事の発注 修繕工事完了 漏水防止に至る一連の効率的な漏水防止の体制を整備すべきである。

(5) 漏水防止の修繕工事の早期実施について

水道局は、毎年度、委託契約による漏水調査及び直営漏水調査の結果に基づいて漏水防止修繕工事を実施している。要漏水修繕・修繕・翌年度修繕繰越の状況は次のとおりである。

平成 12 年度漏水調査による要漏水修繕・修繕・修繕繰越状況（単位：km、件）

調査延長距離	漏水発見による要漏水修繕件数			漏水修繕件数			翌年度 繰越件数
	繰越分	当年度分	計（A）	繰越分	当年度分	計（B）	
7 2 4 . 3 0	1 1 6	5 5 9	6 7 5	1 1 6	3 0 9	4 2 5	2 5 0

当年度において漏水防止の修繕を必要とする件数 675 件に対して当年度中に漏水防止の修繕を実施した件数は 425 件（63.0%）で 250 件（37.0%）が翌年度に繰り越されている。翌年度修繕繰越件数のうち 141 件（56.4%）は年度末近くの調査結果であるとはいえ、漏水状態は継続しており、要修繕件数の 37.0%が翌年度に繰り越されるのは適切でない。また、翌年度に繰り越された 250 件のうち 5 件については特段の理由もないまま翌々年度（平成 14 年 4、5 月修繕終了）まで繰り越されている。なお、平成 12 年度における漏水修繕件数 425 件に係る推定漏水防止量は 1,896.74 / 日、1 件当たりで見ると平均 4.46 / 日（平成 13 年度版高知市 水道事業年報）となる。

漏水はコスト（1 当たり供給単価：171.20 円 - 水道事業年報による。）をかけて生産された水道水が利用されることもなく地中に漏れてしまい無駄となるもので、仮に繰越件数 250 件の修繕が 1 ヶ月遅れたとしても 33,450 （= 250 件 × 4.46 × 30 日）の漏水となり、単純には計算できないのであるが、場合によっては約 571 万円（33,450 × 171.21 円）が無駄となるといえるだけでなく、漏水調査による漏水発見後早期に漏水防止の修繕工事を行うべきである。

7. 人事に関する事項

（1）休暇承認願いの適正管理について

高知市水道局就業規程(以下就業規程という)によれば、「職員は、休暇を受け、又は、欠勤しようとするときは、前日又は当日に理由を付して所属長を経て管理者に届け出てその承認を受けなければならない。ただし、病気その他の事故により届け出ることができなかつたときは、事後すみやかに届け出なければならない。」として、休暇の承認は、原則として事前に受けなければならないこととしている。

ところで、水道局で使用している休暇等承認願（届）は、願い及び承認に際しての押印欄はあるが、承認の願い出及び承認の日付を記載する欄がない。このことは、一連の承認手続きがいつなされたのかを立証する公式の証拠が一切ないことを意味する。

一方、水道局においては過去数年間、遅刻による給与の控除は 1 件しかなかったという事実がある。当然に期末勤勉手当も、その 1 件及び他の規程による減額を除き満額支給されている。

あくまで、出勤時間の状態をつぶさに現場で確認したわけではなく、数人の職員から

の聴き取りの結果によるのであるが、勤務の開始時間において、全ての職員が整然と勤務に就いているとは言い難い状況もないとはいえず、出勤時刻に遅れた場合、時間単位の年休を充てることで遅刻とならないようにする手法がとられる場合があるといった内容の供述を受けている。

さらに、200人を超える職場において数年間にわたり、公式に、遅刻がなかったということは、にわかには信じがたい事実である。

たとえ、上記、水道局における慣例的な手続きが認められるとしても、事後届出が認められている「病気その他の事故」の範囲を拡大することなく厳格に解し、勤務の実態を反映した取扱いをすべきである。

(2) 時間外勤務命令簿の適正管理について

時間外勤務及び休日勤務（以下時間外勤務等）について、高知市水道企業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程第9条第2項には、「管理者は、業務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において・・・勤務を命ずることができる。」としている。

一般に時間外勤務等には時間外勤務手当又は休日勤務手当の支払が伴うため、効率的な業務の執行の面からも、緊急の場合を除いては、所属長の事前の命令に基づき計画的に遂行されることを要する。ところが水道局においては、時間外勤務等は基本的には上記の規程を根拠におこなわれているのであるが、時間外勤務命令に関する事項、事後承認に関する事項、時間外勤務等の確認に関する事項等は具体的に定められていない。

一方、水道局においては、時間外勤務等は従来から使用されていた「各種命令表・諸手当等支給明細書」と近年取り入れた「時間外勤務命令補助簿」の2種類の書類により管理されている。

このうち、「各種命令表・諸手当等支給明細書」は、時間外勤務手当、市内出張旅費、特殊勤務手当に関する事項が一括記載され事後的に決裁される書類であり、時間外勤務の事前命令を証明する書類ではない。従来水道局においては、「各種命令表・諸手当等支給明細書」のみを持って時間外勤務手当を支給していたのであるが、管理が不十分であるということで、「時間外勤務命令補助簿」を導入し2種類の書類で時間外勤務を管理している。しかし、「時間外勤務命令補助簿」も、主旨は事前命令の徹底であるにしても、記載内容には、時間外勤務命令が何時発せられたのかに関する記載は一切必要がなく、事前命令の存在を立証する様式にはなっていない。すなわち、水道局における時間外勤務の全てについて、現行様式のみでは、十分な記載内容を備えているとは言い難い。

時間外勤務命令手続きを厳正化するとともに、時間外勤務の実態を分析して、人員配置の適正化、一部業務のシフト勤務化等合理的で効率的な人件費支出を目指す必要があ

る。

(3) 市内出張命令について

高知市水道企業職員等旅費規程は第4条において旅行命令等について規定しているの
であるが、それによれば、出張は旅行命令権者の発する「旅行命令」によりおこなわれ
なければならず、旅行命令は、原則として事前に「旅行命令簿」によりおこなう必要が
ある。さらに、いとまがない場合口頭による旅行命令を発することができるが、この場
合できるだけ速やかに旅行命令簿を作成しなければならないとしている。

しかし、市内旅費については、旅行命令簿は作成されておらず、「各種命令表・諸手当
等支給明細書」の「市内出張」欄に、出張先、時間、出張用務内容、公用車使用の有無
を記載して所属長の決裁を受けている。なお、この決裁は、出張についての事前命令を
証明する決裁ではなく、時間外勤務手当、市内出張、特殊勤務手当を一括記載した「各
種命令表・諸手当等支給明細書」の決裁という形式をとっている。

市内出張命令を、他の出張命令とは異なる様式でおこなうことは、明確な規定に基づ
いていれば全く問題のないものである。現在の市内出張旅費の支給は、正規の規程に従
った決裁による支給とは認めがたく、早急に不適切な処理を改善すべきである。

8. その他の事項

(1) 針木浄水場運動公園の管理について

針木浄水場運動公園は、針木浄水場敷地内の配水池上に建設されたソフトボール場2
面又は野球場1面(8,076㎡)およびテニスコート5面(5,120㎡)の体育施
設である。

建設理由には、近隣住民への環境面での配慮があったと見られるが、現在利用者に特
別の制限はなく、他の一般的な社会体育施設と同様に供用されている。

使用料は営業外収益の雑収入のうちの運動場使用料として計上されており平成13年
度においては1,833,334円となっている。一方この施設の管理にかかる費用は
営業費用の原水及び浄水費のうちの各節に計上されているが、直接的費用のみでも約2
36万円に上っている。これらの費用に受付及び管理関連の業務に係る人件費等を加算
すると相当額の赤字が発生している。

なお、同施設の管理は、勤務時間内は浄水課職員があたり、休日及び勤務時間外につ
いてはかしらなし環境整備組合に管理委託しておこなっている。

同公園に関し、施設の位置づけを含め以下の点を検討すべきである。

運動公園自体の運営主体について

巨大公共施設の建設に伴い地元対策の一環として社会体育施設等文化施設を建設す

ることは、特別なことではないが、完成後の施設自体の運営を水道局がおこなうことについて、違法とはいえないまでも合理性が低く、社会体育施設の運営費用を水道料金を持って充てることの合理性の説明も含め、他の社会体育施設と同様の運営を検討すべきである。

利用料金の法令上の整理について

運動公園の利用料について、水道局においては私法上の使用関係として整理し、雑収入に計上しているが、明らかに公有財産の使用に際し徴収するものであり、条例等の整備を前提に「使用料」として整理すべきである。このことは、行政実例の注釈においても疑義なく断定されている。また、付帯事業として整理する根拠は乏しいのであるが、その場合には、その収入及び費用は、款または項を持ってすべきであり現在の雑収入計上はこれまた許されない。

利用料の領収書について

平常勤務時間外及び休日の針木浄水場運動公園のグラウンドの管理、使用者の取締、グラウンド用器具備品の保管、使用料の徴収、場内の清掃を、かしらなし環境整備組合に委託している。

使用料の徴収時に発行する領収書について、浄水課で領収した場合は高知市企業出納員の領収書を使用しているが、かしらなし環境整備組合が領収した場合は、市販の領収書を使用している。領収書の様式については、委託契約書の第4条で使用料を受領したときは別に定める領収書を交付するとしているが、特に定めた様式はなく、このような取扱いとなっている。なお、水道局では、かしらなし環境整備組合から局に入金になった段階で、かしらなし環境整備組合に対し、浄水課で発行する高知市企業出納員の領収書を発行している。また、この市販の領収書の使用については、徴収の事務の一切を委託しており、領収書も、かしらなし環境整備組合名で発行すべきとして採っている方策である。

使用料の管理については他の徴収事務委託者と同様の手続きをとらせているにもかかわらずこのような事務処理をすること自体、いわば事務の二重処理であり、委託による簡素化の流れに逆行するものといわざるを得ない。

早急に事務処理の方法を改善すべきである。

(2) 針木浄水場の取水施設及び浄水施設等の過剰施設について

針木浄水場関連の第4期拡張事業は、昭和43年12月に着手され、途中3回の変更を経て平成10年3月に完成した。この計画は、針木浄水場の取水量ベースで表示すると、当初仁淀川取水120,000 /日(表流水)で計画され、昭和48年1月に高知分水63,000 /日(表流水)の先行実施に伴い、183,000 /日に増加

変更された。この後平成4年1月に仁淀川取水を当面60,000 /日にするとともに伏流水取水とし、総量で123,000 /日に減量変更され今日に至っている。

ところで、実際の施設の主要部分の建設は、この計画の変更にかかわらず、仁淀川取水所は、河川には、今後一切工事を追加しないという前提のもと120,000 /日の取水能力で建設されるとともに、導水トンネル等の主要施設も120,000 /日の取水能力に対応して建設された。当時の意志決定について、ここで詳細に検証するつもりはないが、その結果として、仁淀川取水に関連するダム使用权から水利権さらに取水設備から浄水場の設備については、以下のような取水能力に対応して建設され工事は完了している。

工事・設備・事業等の名称	投資金額	処理能力	
大渡ダム使用权	3,662,859	120,000	
仁淀川水利権	2,754,542	120,000	
仁淀川集水・導水管路並びに取水所築造	3,423,449	120,000	
仁淀川取水所土木建築	75,713	120,000	
仁淀川導水トンネル築造	3,900,389	120,000	
同トンネル余水吐設置	5,872	120,000	
仁淀川系揚水所用地造成等	134,700	120,000	
仁淀川系揚水所並びに中継トンネル築造	1,870,607	120,000	
仁淀川系揚水所附帯設備	95,790	60,000	
仁淀川系揚水所機械ポンプ設備	257,500	60,000	
中継ポンプ所仁淀川系ポンプ設備	149,088	60,000	
サージタンク設置	13,397	183,000	
仁淀川系浄水処理土木建築	1,001,621	60,000	
仁淀川系浄水処理配管	270,173	60,000	
仁淀川系浄水処理機械設備	599,975	60,000	
仁淀川系浄水処理スクラムゲート設置	12,257	60,000	
仁淀川系浄水処理施設他1件附帯設備	20,600		*
仁淀川系電気設備	1,014,550		*
仁淀川系計装設備	705,550		*

投資金額：千円 処理能力： /日

* 処理能力の異なる施設間で一体の工事を実施している。

一方、近年の各取水所からの取水実績は以下の通りである。

水源別取水量

()

年 度	1日当たり 最大取水量	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3
仁淀川	60,000	3,284,160	5,014,341	2,997,592	15,522,067	20,988,616
鏡川第2	63,000	17,918,200	15,687,080	18,581,100	9,172,420	2,403,150
鏡川第1	60,000	19,718,820	19,312,890	19,762,110	20,073,154	20,328,210
本宮町	10,000	3,125,000	2,877,080	2,674,860	1,936,759	1,856,335
布師田	18,000	5,421,293	5,263,319	4,760,084	1,853,757	2,203,159
計		49,467,473	48,154,710	48,775,746	48,558,157	47,779,470
備 考	1 . 仁淀川取水開始 H9.4.3 2 . H12.8.1～H14.7.31 まで、仁淀川取水補完調査のため、 約 5.9 万 /日取水					

上記の取水量によれば、平成13年度において、60,000 /日の旭浄水場の取水量が年間2,033万 であるのに対し123,000 /日(一部183,000 /日)の針木浄水場の取水量は年間2,339万 となっている。

また、現在針木浄水場は、2系統の沈殿池を有しているのであるが、現在主に伏流水を取水している関係で、1系統は予備系統的運用がなされており、実際の運用で、2系統がフルに稼働することは需要期を除いてほとんどない。

さらに、浄水場用地は沈殿池3系統を前提に買収されているため、現在約5,000 m²の沈殿池予定地が、空き地となっているとともに、配水池用地約7,800 m²も災害時におけるヘリコプター発着基地として指定されているものの、浄水場施設としては未利用の状態となっており、積極的には活用されていない。

このほかにも、排水処理棟は当時、仁淀川、鏡川とも表流水取水としての計画に基づき最終的には3台の脱水機が必要であるとして建設されているが、実際には仁淀川取水が伏流水取水となった関係で鏡川表流水取水分1台しか設置されておらず、2台分のスペースは空いたままとなっている。

これら針木浄水場の諸設備は、人口及び需要が急増していた昭和40年代に計画され、その後の情勢の変化に対応して施設能力を縮小しているものの、水道事業における水の安定供給という使命を考慮しても、相当規模において遊休状態にあると判断せざるを得ない。

一方、水道局においては、平成14年度から26年度までの13カ年の中期計画で旭浄水場の更新整備事業を10,800百万円の事業費で計画している。旭浄水場の改修計画を立てるにあたって、針木浄水場の遊休施設の位置付けを明確にするとともに、針木浄水場の今後の利用計画、遊休資産の活用方向等を水道利用者に対して説明し、理解を得る必要がある。

針木浄水場の現状を総括するとともに、総括に従った具体的方針をまとめ、経営改善の具体策を検討すべきである。

(3) 一日最大給水量の見直しについて

水道局の作成した「水需給計画」によれば、一日最大給水量の近年の実績及び今後の計画は以下の通りである。

「水需給計画」による一日最大給水量 /日

	一日最大給水量	備考
平成10年度	150,233	実績
平成11年度	143,629	実績
平成12年度	142,564	実績
平成13年度	143,119	実績
平成14年度	162,900	計画
平成15年度	169,100	計画
平成16年度	171,000	計画
平成17年度	172,300	計画
平成18年度	173,500	計画

この計画水量は、水道局の各種計画の基礎となる数値である。実績においては、漸減ないし横ばいの傾向があるにもかかわらず、平成14年度の計画は前年比114%の大幅増となっており、その後も漸増の状態で開催されている。さらに、本表においては表示していないが、計画の最終年度である平成48年度に至るまで一貫して漸増する計画となっている。

これら需要の、長期的予測は非常に困難な作業ではあるが、今後の水道事業計画の根幹となる数値であり、実績が明らかになった時点で、速やかに改訂作業を行い、持って効率的な事業運営を心がけるべきである。

(4) 「下水道使用料徴収事務委任に関する協定」について

高知市は、高知市下水道使用料徴収事務委任規則に基づき、毎事業年度、下水道使用

料の徴収（減免及び滞納処分を除く。）について高知市水道局と「下水道使用料徴収事務委任に関する協定書」（以下「協定」という。）を締結している。この協定に基づく下水道使用料の納入期日については第 1 期から第 4 期に分かれており、委託料の支払は納入期日と同様の期日で 1 期から 3 期までは概算払とし、第 4 期（5/31）については精算払としている。

この協定による下水道使用料の納入、委託料の支払状況及び期別支払・納入期日は次のとおりである。

下水道使用料の納入及び委託料の支払状況 （単位：円）

平成 13 年度下水道料金納入（預り金支出）			平成 13 年度下水道使用料徴収委託料支払		
第 1 期	H13.8.31	574,516,578	第 1 期	H13.8.31	46,930,888
第 2 期	H13.12.28	768,652,670	第 2 期	H13.12.28	48,011,955
第 3 期	H14.3.29	503,012,884	第 3 期	H14.3.29	37,985,772
第 4 期	H14.5.31	353,404,507	第 4 期	H14.5.31	9,421,447
計		2,199,586,639	計		123,507,168

しかしながら、上表でみるとおり、水道局から市へ納入するまでに最大 4 ヶ月の長期間を要するが、この間、水道局に預り金として保管され資金運用が可能となり、利息等の法定果実が発生するものの、協定書上特段の取決めもなく、一種の財政援助となることから妥当でない。また、委託料については概算払とし、翌年度 4 月徴収業務に係る委託料についても翌年度の 5 月 31 日を精算払としているが、概算払は債権金額の未確定のものについて事前に支出するものであるため、その性質上事後において必ず精算を伴い、従って年度をまたがって精算することはできないことから適正でない。

この協定に係る納入期日及び委託料の支払・精算方法について見直しを行うべきである。

（ 5 ）船舶給水業務について

水道局は、高知港において船舶給水事業を実施しており、当該業務を個人に委託（月額 277,980 円（被服費実費はその都度必要に応じて加算する。））している。また、船舶給水営業所における下水道使用料及び電話使用料は局の負担としている。船舶給水設備等船舶給水業務について現地確認したところ、同給水用設備は何れも高知港岸壁のエプロン部分に設置され、当該設備には「消火栓」の表示があるが、「消火栓」より船舶に消防用ホースを接続して給水しており、その計量はポータブル・メーターによって行っている。

ところで、船舶給水実績についてみると、従来、大口利用者であったサンフラワー号の高知港就航が平成13年10月就航中止となり、これに加えて平成14年1月より関西汽船の定期航路（高知 - 大阪フェリ - ）の寄港地が土佐清水港に移り、高知港を通過することとなったため、下表のとおり、船舶給水の実績も急速に落ち込んでいる。

船舶給水実績調べ

(単位:件、円)

年度	区分	定期船フェリー (高知～大阪)	サンフラワー号	その他の船舶	計
平成 12	件数	317	174	150	641
	水量	26,268	20,620	5,052	51,940
	金額	8,577,806	6,733,458	1,638,788	16,950,052
平成 13	件数	197	86	174	457
	水量	19,115	11,440	5,307	35,862
	金額	6,241,992	3,735,731	1,708,894	11,686,617
平成 14	件数	3	0	51	54
	水量	147	0	1,552	1,699
	金額	51,706	0	511,569	563,275

(注)平成14年度については4月～7月の実績である。

給水実績は、表のとおり、平成12年度16,950,052円、平成13年度11,686,617円及び平成14年度(4～7月)563,275円であり、今後、大口利用の船舶も見込まれていないことから上表の「その他の船舶」の給水実績で推移するものとする、月額平均127,892円で年間1,534,707円程度の収入しか見込めない。これを委託料3,335,760円(277,980×12)と比較すると委託料にも満たない船舶給水料金の実績である。

また、船舶給水業務の委託に当たり、過去、長年同一人との特命随意契約であって委託料の積算根拠もなく、契約書には業務内容等を明確にするための仕様書も添付されていない。

しかしながら、本来、船舶給水施設は港湾法(第2条第5項第8号の2船舶役務用施設)による港湾施設の一つであって、他に適切な船舶給水業務を提供する者がいない場合には港湾管理者が最終的には船舶給水業務を行うことになっている(港湾法第12条第1項第8号)。従って、水道局の本来業務でないにもかかわらず、このように大きく赤字を出してまで船舶給水業務を実施することは、この費用(赤字)を一般の利用者に転嫁されることとなり、適正でない。水道局における船舶給水業務を廃止して港湾管理者に

委ねるべきである。

(参考):(港湾管理者は)「船舶に対する給水、...(略)...船舶に対する役務が他の者によって適宜且つ十分に提供されない場合においてこれらの役務を提供すること。」(港湾法第12条第1項第8号)。

(6) 受託工事収益等にかかる消費税について

下水道の敷設、河川の改修工事等の官公庁が行う工事に伴い、配水管の移設等の工事が必要となった場合、以下の基準で受託工事収益及び収益的収入としての配水工事収益と資本的収入としての負担金に区分している。

受託工事収益は、給水管の修繕・移設・布設工事および配水管の仮設工事の対価

配水工事収益は、配水管の修繕及び配水管の口径が40mm以下の移設・布設工事の対価

負担金は、配水管の口径が50mm以上の移設・布設工事の対価

これらの工事代金を請求するにあたり、消費税の取扱いにおいて以下の問題点がある。

配水工事収益と受託工事収益にかかる消費税

配水工事収益と受託工事収益は消費税の計算においては課税売上とされ、水道局においても、課税売上と認識し消費税の申告をおこなっている。

しかし、請求にあたっては、官公庁が負担すべき額として税抜きで計算した金額を、そのまま請求しており、消費税は加算していない。このため、水道局の請求金額は消費税分だけ少なくなっている。過去5年間の収入及び消費税の状況は以下の表の通りである。「本来の消費税額」の欄が請求が不足していると考えられる金額である。

配水工事収益と受託工事収益の請求金額と消費税

年度	請求金額	内消費税	本来の消費税	税込請求すべき金額
平成9年	89,407,556	4,257,503	4,470,377	93,877,933
平成10年	130,456,186	6,212,199	6,522,809	136,978,995
平成11年	203,042,255	9,668,679	10,152,112	213,194,367
平成12年	189,360,274	9,017,156	9,468,013	198,828,287
平成13年	142,180,400	6,770,495	7,109,020	149,289,420
この表の合計	754,446,671	35,926,032	37,722,331	792,169,002

上記の表で明らかなように、平成13年においては、約710万円、過去5年間で約3,772万円請求金額が少ないことになる。

消費税についてこのような取扱いをする理由は、資本的収入たる負担金（消費税法上特定収入とされる。）に係る消費税の取扱いに準じて各官公庁と口頭協議のうえ消費税を加算しないこととしているとのことであるが、本来の課税売上である配水工事収益と受託工事収益と特定収入である負担金を同一に扱うこと自体誤った処理といわざるを得ず、請求金額は適正に計算されているとは認めがたい。他の課税売上と同様、消費税部分についても請求すべきである。

なお、消費税分を加算して請求していたならば、税抜き後の水道局の決算書の配水工事収益と受託工事収益には、上記請求金額が計上されるべきと考えるが、実際には消費税分の請求がおこなわれていないため、請求金額から内消費税額を控除した残額が計上されている。

工事負担金にかかる消費税について

水道局においては、従来特定収入割合が5%以下であったため、消費税の計算に際し消費税法第60条第4項の規定によるいわゆる特定収入にかかる仕入税額の調整をおこなう必要がなかった。しかし、平成13年度において、特定収入割合が5%を超えることとなったためこの調整計算を要することとなった。このため、約2,181万円が、仕入税額控除の計算において控除対象外消費税となり、結果同額を水道局が負担することとなった。

	収入金額	調整額
上水負担金	419,358,994	20,967,949
簡水負担金	16,964,063	848,203
小計	436,323,057	21,816,152

本来、このような事態が発生した場合は、個別に精算することが適当と思われるが、国土交通省の指導により平成15年度の負担金を消費税を加算した金額で回収することで調整することとしている。

なお、特定収入にかかる仕入税額控除の概要は別紙参考資料を参照されたい。

第3 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

1. 水道局の収支の現状と問題点

(1) 収支の現状

監査の結果指摘した減価償却費の不足や、固定資産の除却漏れ及び退職給与引当金の計上不足額を全て集計すると合計で約3,408百万円になる。一方水道局が昭和57年度から平成13年度に至る過去20年間で計上した各年度の純利益の合計は4,482百万円になる。

このことは、一般に認められた会計処理の基準従って処理すれば、水道局の利益は過去20年間を通算して1,073百万円となり、一気に4分の1に減少してしまう。即ち、将来の施設更新のための内部留保が当初見込んでいたよりも遙かに少ない額しか納されていない状態であるといえる。

(2) 原因

なぜこのような事態になったのかといえは、簡単にかつ乱暴に表現すれば「きちんと損益計算をしていなかった」からに他ならない。

水道局の運営は、基本的には資金ベースでの予算準拠主義に依存しており、発生主義による適正な期間損益計算による経営成績の把握ということは、あまり考慮されていない印象を受ける。

(3) 問題点

自らの組織の経営成績及び財政状態を正確に把握することは、地方公営企業の経営にあたって基本中の基本というような事項である。この部分が的確に把握されていなくて、効率的で経済的な運営を実現することははなはだ困難であるということ認識すべきである。水道局において、果たして経営の効率性について配慮された経営がなされてきたのか疑問を禁じ得ない。

適正になされているとは認めがたい損益計算は、問題点の発現を遅らせ、早い段階で取り組むべき経営改善が遅れ、そのことが結果として水道料金に影響を与える可能性があるのである。

2. 内部的チェック機能の不備

固定資産現物管理および関連帳簿の実態、量水器の管理、契約事務、小規模工事の契約、工事実施における問題点、会計帳簿の現状、時間外勤務命令簿、休暇等承認願い等の状況から総合的に判断し、水道局自体の運営管理において、必要で最低限のチェック

機構が備わっていないと判断せざるを得ない。早急に対応すべきである。

(1) 組織上の問題

十数年間にわたって、同一の業務を同一の担当者に担当させ続けている場合があり、業務のローテーションが制度としておこなわれていない。長期間にわたっての同一担当者による同一業務担当により生じる弊害に対する配慮が足りず、組織として上位管理者の実質的チェックがおこなわれにくくなっていると判断せざるを得ない。

(2) 相互チェック体制の問題

一つの業務を複数の職員で相互にチェックが出来るような体制が出来ていない部分がある。

このため、減価償却計算における耐用年数の決定、固定資産の科目の決定等は、ほぼ1人の職員によりおこなわれていたとみられ、場合によっては、この決定が他の職員は一切のチェックを受けないまま、最終的な決定となってしまったケースも発生している。

(3) 規定の遵守における問題点

事務処理に際し規定を遵守していれば当然にチェックされるような事項でも、規定の運用に際し柔軟性を持たせすぎているため、必要なチェックがおこなわれなくなってしまっているケースがある。過度の柔軟性は、時として不適切な処理を来す可能性があり、厳格な運用を心がける必要がある。

3. 社会的責任の認識の低さ

減価償却費の計算、退職給与引当金等に対する水道局の認識の低さは、自らの組織の経営の効率化という面からはもちろん、アカウントビリティの観点からも、市民をはじめとする利害関係者に対する良質の情報の開示という点において問題があるといわざるを得ない。そもそも財務諸表の作成目的は、アカウントビリティ（説明責任）にある。

何を説明するのかといえば一般的には、

収支の状況を明らかにすること

財産の増減の内容等その理由を明らかにすること

財産の状況を明らかにすること

などである。

また、誰に対して説明するのかについては、意志決定機関である企業管理者や、議会はもちろんのこと納税者を含めた利害関係者に対しても説明する責任を有するというのが一般的な認識である。自らの社会的責任の重さを認識するとともに、説明責任をきちんと果たす必要がある。

4. 料金改定の方法について

地方公営企業の料金については地方公営企業法第21条第2項において「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。」とされている。すなわちこの規程におけるキーワードは公正妥当性、能率的経営、適正原価、健全運営等であり、いわゆる総括原価主義によるべきことがあきらかにされている。

一方水道局は昭和59年12月の料金改定案は、その要旨において料金原価の算定として「料金算定は、地方公営企業法に定める料金算定の基本原則に基づいた公正妥当でかつ能率的な経営の下における適正な原価、即ち損益収支を基礎とした総括原価主義を採用した。」とし、総括原価主義によることを明らかにしている。

ところが、平成6年3月及び平成13年12月の料金改定案においては、料金の算定にあたり総括原価主義の立場を放棄するとともに、各種料金計算の解説等とすべきではないとされている資金回収ベースに変更している。

このような事態となった原因の一つは、前記の適正な損益計算が行われていなかったことにその端を発しているとも思われる。即ち、損益計算が不適切であったため、収支はほぼ均衡していたにもかかわらず、表面上大幅な黒字で表示され続けた。このため、損益と、資金の間に大きな乖離が生じ損益による計算では、説明が付かなくなった可能性もあるのである。

平成14年の料金改定においては、「水道事業の健全な運営が困難となる」ことを理由に水道料金を7.5%値上げしているのであるが、平成13年12月の水道料金改定（案）資料においては、自らの経営が効率的であったのかについての分析はほとんどなされていない。安全でおいしい水を、効率的な経営の下で提供されたい。

5. 休止電話回線と、電話回線の新規取得について

「水道局が保有している回線のうち36回線は平成9年7月より現在に至るまで休止となっており、この回線にかかる電話加入権は、市場価額で見た場合、休止決定後約72万円程度の含み損が発生しているとみられる。」という点については「包括外部監査の結果報告書」において触れたとおりであるが、水道局の電話加入権に関連し、市長部局の電話加入権についても確認したところ、同様の休止回線が有り、その数は約100回線程度と見られる。

さらに関連して、ヨネッツ高知、カルポートの電話回線についてどのように設置したかについて確認したところ、ヨネッツ高知においては4回線、カルポートにおいては3回線のデータ通信用回線を含めて18回線の電話回線を新設している。

市全体としてみれば、一方で、取引価額が暴落といった状態にある140回線にものぼる休止回線を所有しているにもかかわらず、他方で、施設の新設に伴い、1回線72,000円(データ回線は40,000円)の新規の電話加入権を大量に取得することは、不経済な行為といわざるを得ない。高知市は、どのような理由で、このような事態になったのかも含め、原因と責任を明らかにすべきである。

以 上

参考資料

1. 経理の概況

(1) 比較損益計算書

(単位：円)

	10年度	11年度	12年度	13年度
営業収益	7,503,686,912	7,523,637,431	7,590,867,102	7,448,680,629
給水収益	7,054,078,323	7,014,782,741	7,050,861,711	6,991,415,982
配水工事収益	2,381,130	445,418	1,786,324	1,737,524
受託工事収益	149,968,458	212,343,783	221,729,110	163,444,846
簡易水道収益	245,378,224	240,753,738	236,984,456	224,161,400
その他営業収益	51,880,777	55,311,751	79,505,501	67,920,877
営業費用	5,455,331,762	5,674,378,324	5,661,398,783	5,635,814,436
原水及び浄水費	1,142,208,832	1,217,977,156	1,133,426,661	1,150,851,121
配水費	644,346,238	605,299,119	636,022,464	649,541,439
修繕費	232,453,260	238,757,620	246,190,653	236,606,548
給水費	101,489,154	99,803,647	105,578,519	104,595,342
受託工事費	200,244,124	287,757,141	270,248,528	174,736,658
業務費	515,520,949	516,746,728	491,525,273	482,262,625
総係費	611,096,383	619,218,353	620,604,603	595,604,030
減価償却費	1,878,645,332	1,915,093,358	2,022,235,281	1,967,435,370
資産減耗費	44,434,828	82,528,097	53,854,846	172,867,334
簡易水道費	84,892,662	91,197,105	81,711,955	101,313,969
その他営業費用	0	0	0	0
営業利益	2,048,355,150	1,849,259,107	1,929,468,319	1,812,866,193
営業外収益	485,350,903	443,350,250	484,897,744	436,202,135
受取利息	11,424,707	5,565,985	6,193,128	3,121,410
新設分担金	230,997,669	218,945,908	271,926,657	239,657,536
一般会計補助金	61,252,137	53,685,703	48,671,067	42,214,930
負担金	53,855,505	41,920,033	29,006,411	16,920,485
雑収入	127,820,885	123,232,621	129,100,481	134,287,774
営業外費用	2,173,857,938	2,077,982,260	1,968,680,024	1,861,508,729
支払利息	2,173,834,438	2,077,982,260	1,968,673,324	1,836,155,753
雑支出	23,500	0	6,700	25,352,976
経常利益	359,848,115	214,627,097	445,686,039	387,559,599
特別利益	569,321	1,166,865	1,486,948	4,011,155
固定資産売却益	381	0	0	2,942,901
過年度損益修正益	568,940	1,166,865	1,486,948	1,068,254
特別損失	17,798,569	16,783,283	15,499,087	19,873,903
固定資産売却損	248,321	242,407	5,900	46,130
過年度損益修正損	17,550,248	16,487,776	15,493,187	19,827,773
その他特別損失	0	53,100	0	0
当年度純利益	342,618,867	199,010,679	431,673,900	371,696,851

(2) 比較剰余金計算書

(単位：円)

	10年度	11年度	12年度	13年度
利益剰余金の部				
減債積立金				
前年度末残高	563,910,588	248,055,133	342,619,000	199,010,679
前年度繰入額	248,054,545	342,618,867	199,010,679	431,673,900
当年度処分額	563,910,000	248,055,000	342,619,000	205,210,000
当年度末残高	248,055,133	342,619,000	199,010,679	425,474,579
建設改良積立金				
前年度末残高	400,000,000	200,000,000	0	0
前年度繰入額	200,000,000	0	0	0
当年度処分額	400,000,000	200,000,000	0	0
当年度末残高	200,000,000	0	0	0
積立金合計	448,055,133	342,619,000	199,010,679	425,474,579
未処分利益剰余金				
前年度未処分利益剰余金	448,054,545	342,618,867	199,010,679	431,673,900
前年度利益剰余金処分額	448,054,545	342,618,867	199,010,679	431,673,900
減債積立金	248,054,545	342,618,867	199,010,679	431,673,900
建設改良積立金	200,000,000	0	0	0
繰越利益剰余金年度末残高	0	0	0	0
当年度純利益	342,618,867	199,010,679	431,673,900	371,696,851
当年度未処分利益剰余金	342,618,867	199,010,679	431,673,900	371,696,851
資本剰余金の部				
補助金				
前年度末残高	2,762,579,390	2,832,000,063	2,901,129,285	2,974,594,433
前年度処分額	0	0	0	0
当年度発生高	69,420,673	69,129,222	73,465,148	75,015,202
当年度処分額	0	0	0	0
当年度末残高	2,832,000,063	2,901,129,285	2,974,594,433	3,049,609,635
工事負担金				
前年度末残高	56,06,705,036	5,956,347,602	6,401,205,724	6,920,870,935
前年度処分額	0	0	0	0
当年度発生高	349,642,566	444,858,122	519,665,211	681,551,225
当年度処分額	0	0	0	0
当年度末残高	5,956,347,602	6,401,205,724	6,920,870,935	7,602,422,160
受贈財産				
前年度末残高	1,208,399,161	1,253,917,726	1,291,144,912	1,412,225,941
前年度処分額	0	0	0	0
当年度発生高	45,518,565	37,227,186	121,081,029	239,875,805
当年度処分額	0	0	0	0
当年度末残高	1,253,917,726	1,291,144,912	1,412,225,941	1,652,101,746

(3) 比較貸借対照表

(単位 : 円)

	10年度	11年度	12年度	13年度
〔資産〕				
固定資産	58,317,991,590	58,214,026,397	57,691,210,862	57,857,748,663
有形固定資産	53,329,764,215	53,385,307,865	53,021,921,723	53,347,888,917
土地	4,060,820,415	4,065,975,377	4,065,151,802	4,063,970,247
建物	2,775,684,104	2,728,542,679	2,633,347,002	2,546,590,360
建物付属設備	101,299,074	129,836,402	123,542,330	115,289,460
構築物	41,549,626,921	41,492,407,224	41,637,961,763	42,237,303,192
機械及び装置	4,094,605,103	4,610,158,814	4,169,019,210	3,991,274,334
量水器	282,396,284	279,727,923	279,292,230	279,760,159
車両及び運搬具	22,517,721	20,391,684	15,945,422	14,525,822
船舶	115,525	57,763	57,763	57,763
器具及び備品	56,846,687	45,334,999	40,397,201	36,121,386
建設仮勘定	385,852,381	12,875,000	57,207,000	62,996,194
無形固定資産	4,988,227,375	4,828,718,532	4,669,289,139	1,053,332,546
ダム使用权	3,675,478,400	3,600,448,550	3,525,418,700	3,450,388,850
電話加入権	6,105,250	6,105,250	6,105,250	6,105,250
施設利用権	162,200	66,200	49,650	33,100
高知分水施設利用権	1,306,481,525	1,222,098,532	1,137,715,539	1,053,332,546
流動資産	3,150,186,554	3,197,263,930	3,651,324,264	2,886,451,023
現金及び預金	2,011,455,038	2,032,129,484	2,411,362,614	1,584,105,503
未収金	918,421,498	957,132,678	1,029,081,724	1,033,980,954
貯蔵品	141,842,488	137,805,098	134,822,116	134,689,616
前払金	70,667,530	62,396,670	68,257,810	125,874,950
その他流動資産	7,800,000	7,800,000	7,800,000	7,800,000
資産合計	61,468,178,144	61,411,290,327	61,342,535,126	60,744,199,686
〔負債〕				
固定負債	809,248,703	624,311,014	424,313,074	233,840,596
引当金	112,089,118	143,089,118	175,080,000	233,840,596
割賦未払金	697,159,585	481,221,896	249,233,074	0
流動負債	920,818,290	926,539,054	1,213,460,602	894,479,594
未払金	709,843,381	696,724,692	796,397,554	659,077,119
預り金	203,174,909	222,014,362	409,263,048	227,602,475
その他流動負債	7,800,000	7,800,000	7,800,000	7,800,000
負債合計	1,730,066,993	1,550,850,068	1,637,773,676	1,128,320,190
〔資本〕				
資本金	48,905,171,760	48,725,330,659	47,766,385,562	46,514,574,525

	10年度	11年度	12年度	13年度
自己資本金	9,856,973,066	10,305,028,066	10,647,647,066	10,852,857,066
借入資本金	39,048,198,694	38,420,302,593	37,118,738,496	35,661,717,459
企業債	39,048,198,694	38,420,302,593	37,118,738,496	35,661,717,459
剰余金	10,832,939,391	11,135,109,600	11,938,375,888	13,101,304,971
資本剰余金	10,042,265,391	10,593,479,921	11,307,691,309	12,304,133,541
補助金	2,832,000,063	2,901,129,285	2,974,594,433	3,049,609,635
工事負担金	5,956,347,602	6,401,205,724	6,920,870,935	7,602,422,160
受贈財産	1,253,917,726	1,291,144,912	1,412,225,941	1,652,101,746
利益剰余金	790,674,000	541,629,679	630,684,579	797,171,430
減債積立金	248,055,133	342,619,000	199,010,679	425,474,579
建設改良積立金	200,000,000	0	0	0
当年度未処分利益剰余金	342,618,867	199,010,679	431,673,900	371,696,851
当年度純利益	342,618,867	199,010,679	431,673,900	371,696,851
資本合計	59,738,111,151	59,860,440,259	59,704,761,450	59,615,879,496
負債資本合計	61,468,178,144	61,411,290,327	61,342,535,126	60,744,199,686

2. 修正貸借対照表

(単位：円)

	13年度	借方修正	貸方修正	修正後
〔資産〕				
固定資産	57,857,748,663	3,453,684,180	3,865,030,148	57,446,402,795
有形固定資産	53,347,888,917	699,141,715	3,176,007,515	50,871,023,117
土地	4,063,970,247			4,063,970,247
建物	4,276,426,556			4,276,426,556
減価償却累計額	1,729,836,196	892,080	513,950	1,729,458,066
残高	2,546,590,360	892,080	513,950	2,546,968,490
建物付属設備	180,303,400			180,303,400
減価償却累計額	65,013,940		1,640,729	66,654,669
残高	115,289,460	0	1,640,729	113,648,731
構築物	60,429,036,171	14,716,997	2,754,542,465	57,689,210,703
減価償却累計額	18,191,732,979	301,745,469	13,674,814	17,903,662,324
残高	42,237,303,192	316,462,466	2,768,217,279	39,785,548,379
機械及び装置	10,858,346,452	2,647,086	393,304,435	10,467,689,103
減価償却累計額	6,867,072,118	373,732,525	9,738,668	6,503,078,261
残高	3,991,274,334	376,379,611	403,043,103	3,964,610,842
量水器	551,540,779		369,267	551,171,512
減価償却累計額	271,780,620	5,407,558	1,981,419	268,354,481

	13年度	借方修正	貸方修正	修正後
残高	279,760,159	5,407,558	2,350,686	282,817,031
車両及び運搬具	72,791,102			72,791,102
減価償却累計額	58,265,280		129,151	58,394,431
残高	14,525,822	0	129,151	14,396,671
船舶	1,155,260			1,155,260
減価償却累計額	1,097,497			1,097,497
残高	57,763	0	0	57,763
器具及び備品	199,560,645			199,560,645
減価償却累計額	163,439,259		112,617	163,551,876
残高	36,121,386	0	112,617	36,008,769
建設仮勘定	62,996,194			62,996,194
無形固定資産	1,053,332,546	2,754,542,465	689,022,633	6,575,379,578
ダム使用権	3,450,388,850		15,902,555	3,434,486,295
電話加入権	6,105,250			6,105,250
施設利用権	33,100			33,100
高知分水施設利用権	1,053,332,546			1,053,332,546
水利権		2,754,542,465	673,120,078	2,081,422,387
流動資産	2,886,451,023			2,886,451,023
資産合計	60,744,199,686	3,453,684,180	3,865,030,148	60,332,853,718
〔負債〕				
固定負債	233,840,596		2,997,161,397	3,231,001,993
引当金	233,840,596		2,997,161,397	3,231,001,993
修繕	141,080,000			141,080,000
退職	92,760,596		2,997,161,397	3,089,921,993
流動負債	894,479,594			894,479,594
負債合計	1,128,320,190		2,997,161,397	4,125,481,587
〔資本〕				
資本金	46,514,574,525			46,514,574,525
剰余金	13,101,304,971	3,442,942,709	34,435,344	9,692,797,606
資本剰余金	12,304,133,541			12,304,133,541
利益剰余金	797,171,430	3,442,942,709	34,435,344	- 2,611,335,935
減債積立金	425,474,579			425,474,579
当年度未処分利益剰余金	371,696,851	3,442,942,709	34,435,344	- 3,036,810,514
当年度純利益	371,696,851	3,442,942,709	34,435,344	- 3,036,810,514
資本合計	59,615,879,496	4,494,889,302	34,435,344	56,207,372,131
負債資本合計	60,744,199,686	3,442,942,709	3,031,596,741	60,332,853,718

3 . 給水装置の取扱い

「給水装置」 配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具のことである。

「軽減免除」 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、工事分担金、新設分担金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる（条例第32条）。

「水道使用者等の管理上の責任」

水道使用者等は善良な管理者の注意を持って、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに必要な措置を講じなければならない（条例第20条第1項）。第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は水道使用者等の負担とする（同条例同条第3項）。

「漏水による料金の軽減」

破損、漏水の場合において、条例第20条第1項に規定する必要な措置をした者に対しては、その措置の日から給水装置に異状がなくなった日まで日割りにより使用水量を軽減することができる（条例施行規程第27条）。

「受水タンク（槽）以下の装置」

この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く（水道法第3条第7項）。

「政令で定める基準」

法第3条第7項ただし書きに規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10立方メートルであることとする（水道法施行令第1条の2）。

「簡易専用水道の管理」

簡易専用水道の設置者は、厚生省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない（水道法第34条の2第1項）。

4．特定収入にかかる仕入税額控除の調整について

詳細は、消費税法及び同施行令に譲るが、簡単に説明する。

特定収入とは資産の譲渡等の対価以外の収入で、国、地方公共団体、公益法人等が対象となる消費税法上の概念である。

現在、水道局の資本的収入たる負担金は、消費税法上特定収入に該当している。

消費税法上特定収入により賄われる課税仕入れ等の税額について仕入税額控除の対象から除外することとなっている。

この特例は、簡易課税制度を適用している法人及び課税期間の特定収入割合が5%以下である場合は適用されない。

特定収入割合とは、その課税期間における資産の譲渡等の対価の額の合計額にその課税期間の特定収入の額の合計額を加算した金額のうちその特定収入の額の合計額の占める割合をいう。

特定収入割合が5%以内であれば特定収入にかかる仕入税額控除の調整をする必要がないため、消費税分を加算して請求しなくても、業者に支払った消費税額が、消費税の申告で仕入税額控除という手続きを通じて納付すべき消費税を減少させるため、水道局は結果としてこれを負担しないで済む。

この特定収入割合が5%を超える場合、特定収入により賄われる課税仕入れ等の税額について仕入税額控除の対象から除外することとなっているため消費税分を加算して請求しないと、その分水道局の負担となってしまう。

以 上